

# 参考資料

令和5年度予算案の概要  
(障害保健福祉部)

# 1 障害福祉サービスの確保、地域生活支援などの推進

## (1) 良質な障害福祉サービスの確保

# 障害者自立支援給付費負担金

令和5年度当初予算案 14,572億円 (13,704億円) ※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

障害児・者が地域の住み慣れた場所で暮らすために必要な障害福祉サービス等を総合的に確保することに加え、利用する障害福祉サービス等に係るサービス等利用計画を作成・見直しを行うための経費。また、障害者施設や精神病院等に入所又は入院している障害者が地域生活に移行するための相談等を実施するための経費。

## 2 事業の概要

### (1) 介護給付・訓練等給付

市町村が支弁する介護給付費及び訓練等給付費等（※）に要する経費の1／2を負担するもの。（障害者総合支援法第95条第1項第1号）については、障害者の自立した生活を支え、障害福祉サービスを必要な障害者に届けるための支援を行うために、必要な額を要求するもの。

※ 介護給付費・・・・居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、療養介護（医療に係るもの除去。）、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援

訓練等給付費・・・・自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、共同生活援助（グループホーム）、自立生活援助

特定障害者特別給付費・・・食費等に要した費用に掛かる低所得者への補足給付

その他・・・・高額障害者福祉サービス費

### (2) 計画相談支援給付

障害者の自立した生活を支え、障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するために、必要な額を要求するもの。

### (3) 地域相談支援給付

地域移行や地域定着を支援するために必要な額を要求するもの。

## 3 実施主体等

実施主体：市町村

負担割合：国1／2、都道府県1／4、市町村1／4

要求額の内訳

(1) 介護給付・訓練等給付：1,437,408,249千円 (1,352,377,992千円)

(2) 計画相談支援給付 : 19,201,114千円 ( 17,474,621千円)

(3) 地域相談支援給付 : 619,645千円 ( 563,929千円)

# 令和4年度障害福祉サービス等報酬改定による処遇改善

## 1 事業の目的

令和5年度当初予算案 248億円（103億円）※()内は前年度当初予算額

- 介護・障害福祉職員の処遇改善については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）を踏まえ、令和4年10月以降の処遇改善については、臨時の報酬改定を行い、新たに「福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算」を創設し、収入を3%程度（月額平均9,000円相当）引き上げるための措置を講じており、令和5年度も引き続き当該措置を継続する。

## 2 事業の概要・スキーム

- **加算額** 対象障害福祉サービス事業所等の福祉・介護職員（常勤換算）1人当たり月額平均9,000円の賃金引上げに相当する額。  
対象サービスごとに福祉・介護職員数（常勤換算）に応じて必要な加算率を設定し、各事業所の報酬にその加算率を乗じて単位数を算出。
- **取得要件**
  - ・ 処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得している事業所（現行の処遇改善加算の対象サービス事業所）
  - ・ 賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は福祉・介護職員等のベースアップ等（※）に使用することを要件とする。  
※「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引上げ
- **対象となる職種**
  - ・ 福祉・介護職員
  - ・ 事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができる柔軟な運用を認める。
- **申請方法** 各事業所において、都道府県等に福祉・介護職員とその他職員の月額の賃金改善額を記載した計画書（※）を提出。  
※月額の賃金改善額の総額（対象とする職員全体の額）の記載を求める（職員個々人の賃金改善額の記載は求めない）
- **報告方法** 各事業所において、都道府県等に賃金改善期間経過後、計画の実績報告書（※）を提出。  
※月額の賃金改善額の総額（対象とする職員全体の額）の記載を求める（職員個々人の賃金改善額の記載は求めない）

### ○ 交付方法

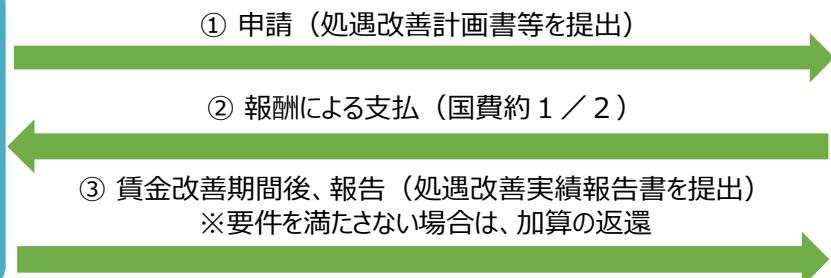
対象事業所は都道府県等に対して申請し、対象事業所に対して報酬による支払（国費約1/2：248億円（令和5年度分））。

### ○ 申請・交付スケジュール

- ✓ 申請は、令和5年2月に受付、4月分から毎月支払（実際の支払は6月から）
- ✓ 賃金改善期間後、処遇改善実績報告書を提出。

### 【執行のイメージ】

障  
害  
福  
祉  
事  
業  
所  
サ  
ー



### **(3) 地域生活支援事業等の着実な実施**

# 地域生活支援事業等補助金

令和5年度当初予算案 507億円 (506億円) ※()内は前年度当初予算額

- 地域生活支援事業 447.5億円 (446.6億円)
- 地域生活支援促進事業 59.4億円 (59.2億円)

※1 地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業(障害分:基幹相談支援センター等機能強化事業等分、地域活動支援センター機能強化事業分。いずれも基本事業の交付税措置分を除く。)の対応分を含む。

※2 こども家庭庁への移管事業を除く。

## 1 事業の目的

地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業や政策的な課題に対応する事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

### ○ 地域生活支援事業

(障害者総合支援法第77条・第77条の2・第78条) (※統合補助金)

事業の実施主体である市町村等が、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効果的・効率的な事業実施が可能である事業

#### [補助率]

- ①市町村事業：国1／2以内、都道府県1／4以内で補助
- ②都道府県事業：国1／2以内で補助

#### [主な事業]

- ①市町村事業：移動支援事業、日常生活用具給付等事業、意思疎通支援事業、相談支援事業、地域活動支援センター機能強化事業、日中一時支援
- ②都道府県事業：発達障害者支援センター運営事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業・派遣事業、福祉ホーム

### ○ 地域生活支援促進事業 (平成29年度創設)

発達障害者支援、障害者虐待防止対策、障害者就労支援、障害者の芸術文化活動の促進等、国として促進すべき事業（特別枠に位置づけ、5割又は定額の補助を確保し、質の高い事業実施を図る。）

#### [補助率]国1／2又は定額 (10／10相当)

#### [主な事業]発達障害者支援体制整備事業、障害者虐待防止対策支援事業、障害者就業・生活支援センター事業、障害者芸術・文化祭開催事業

#### <事業実績>

1,726市町村、47都道府県 (1,729市町村、47都道府県)

※ 令和2年度実績ベース、括弧は令和元年度

#### [令和5年度拡充内容]

##### ○ 地域生活支援事業

- ・ 意思疎通支援事業等の充実
- ・ 法人後見養成研修事業、成年後見制度利用支援事業の充実

##### ○ 地域生活支援促進事業

- ・ 入院者訪問支援事業の創設
- ・ 高次脳機能障害及びその関連障害に対する地域支援ネットワーク構築促進事業の創設
- ・ 障害者ICTサポート総合推進事業の拡充
- ・ 身体障害者補助犬育成促進事業の拡充
- ・ 工賃向上計画支援等事業

#### [こども家庭庁への移管]

以下の事業について、こども家庭庁へ移管する。

#### (移管対象)

- ・ 地域生活支援事業：地域障害児支援体制強化事業（児童発達支援センターの機能強化、巡回支援専門員整備を廃止・統合強化）
- ・ 地域生活支援促進事業：医療的ケア児等総合支援事業、聴覚障害児支援中核機能モデル事業

#### [その他]

- 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業について、創設から5年間実施し、取組が概ね地域で定着したことから、地域生活支援事業へ移行する。

# 意思疎通支援事業等の充実（地域生活支援事業）

令和5年度当初予算案 507億円の内数（506億円の内数）※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の成立などの動向を踏まえると、全ての障害のある方々が、社会の様々な分野において必要な情報の取得や利用、円滑な意思疎通を行うことができるようとする体制を整備することが喫緊の課題となっている。このため、現在、都道府県等が行う手話通訳等に携わる人材の養成や市町村が行う意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記者の設置や派遣等）などの支援体制の充実を図る。

[拡充内容]実施自治体の拡充等を推進する。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

### 1. 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 (都道府県必須事業)

#### (1) 事業内容

##### ① 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

身体障害者福祉の概要や手話通訳又は要約筆記の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者並びに要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者を養成研修する。

※ 事業実績：令和3年度104自治体（前年度94自治体）

##### ② 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るために、盲ろう者向け通訳・介助員を養成研修する。

※ 事業実績：令和3年度81自治体（前年度73自治体）

##### ③ 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業

失語症者の自立と社会参加を図るために、失語症者向け意思疎通支援者を養成研修する。

※ 事業実績：令和3年度79自治体（前年度56自治体）

(2) 実施主体：都道府県、指定都市及び中核市（団体等への委託も可能）

(3) 補助率：国1／2以内

### 2. 意思疎通支援事業（市町村必須事業）

#### (1) 事業内容

手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、代筆、代読、音声訳等による支援事業など意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を支援する。

※ 事業実績：令和3年度1,446自治体（前年度1,325自治体）

(2) 実施主体：市町村（団体等への委託も可能）

(3) 補助率：国1／2以内、都道府県1／4以内

### 3. 手話奉仕員養成研修事業（市町村必須事業）

#### (1) 事業内容

聴覚障害者等との交流活動の促進、実施主体の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する。

※ 事業実績：令和3年度998自治体（前年度706自治体）

(2) 実施主体：市町村（団体等への委託も可能）

(3) 補助率：国1／2以内、都道府県1／4以内

(4) 障害福祉サービス等提供体制の基盤整備  
(社会福祉施設等施設整備費)

# 社会福祉施設等施設整備費補助金

令和5年度当初予算案 45億円 (45億円) ※()内は前年度当初予算額

※令和4年度第二次補正予算額 99億円

## 1 事業の目的

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」、「生活保護法」等の規定に基づく施設等の整備に要する費用の一部を補助することにより、計画的な施設等の整備、入所者等の福祉の向上を図る。

## 2 事業の概要

障害者の社会参加支援及び地域移行をさらに推進するため、地域移行の受け皿としてグループホーム等の整備を促進するなど、自治体の整備計画にもとづく整備を推進する。



## 3 実施主体等

実施主体：社会福祉法人等

補 助 率：1／2 [間接補助]

(負担割合：国1／2、都道府県・指定都市・中核市1／4、設置者1／4)

対象施設：ア 障害者総合支援法関連

障害者支援施設、障害福祉サービス事業所（生活介護、就労継続支援）、居宅介護事業所（居宅介護、行動援護）、短期入所施設、共同生活援助事業所（グループホーム）等

イ 生活保護法等関連

救護施設、厚生施設、授産施設、宿泊提供施設 等

ウ 売春防止法等関連

婦人保護施設、婦人相談所一時保護施設

## 4 事業実績

実施自治体数：107都道府県市（100都道府県市）

※令和4年度内示実績、括弧内は令和3年度当初内示実績

## <対象施設>

### <障害者総合支援法上のサービス>

- |          |                                |                                 |                    |
|----------|--------------------------------|---------------------------------|--------------------|
| 日中活動系：   | ・短期入所（ショートステイ）                 | ・療養介護                           | ・生活介護              |
| 居住支援系：   | ・自立生活援助                        | ・共同生活援助（グループホーム）                |                    |
| 訓練系・就労系： | ・自立訓練（機能訓練）<br>・就労継続支援（A型＝雇用型） | ・自立訓練（生活訓練）<br>・就労継続支援（B型＝非雇用型） | ・就労移行支援<br>・就労定着支援 |
| 施設系：     | ・施設入所支援                        |                                 |                    |
| 相談系：     | ・相談支援事業所                       |                                 |                    |

### <その他>

- |                |             |              |               |          |
|----------------|-------------|--------------|---------------|----------|
| 保護施設           | ・救護施設       | ・更生施設        | ・授産施設         | ・宿所提供的施設 |
| 追加<br>婦人保護施設等  | ・婦人保護施設     | ・婦人保護所一時保護施設 |               |          |
| 身体障害者社会参加支援施設： |             |              |               |          |
|                | ・補装具製作施設    | ・盲導犬訓練施設     | ・視聴覚障害者情報提供施設 |          |
| その他            | ・社会事業授産施設   | ・福祉ホーム       | ・応急仮設施設       |          |
|                | ・日常生活支援住居施設 | ・無料低額宿泊所     |               |          |

こども  
家庭庁

移管

### <児童福祉法上のサービス>

- |          |                             |                      |             |
|----------|-----------------------------|----------------------|-------------|
| 障害児通所支援： | ・児童発達支援センター<br>・居宅訪問型児童発達支援 | ・児童発達支援<br>・保育所等訪問支援 | ・放課後等デイサービス |
| 障害児入所支援： | ・障害児入所施設                    |                      |             |

## (5) 障害者等への良質かつ適切な医療の提供

# 自立支援医療制度の概要

令和4年度予算額  
2,435億円

令和5年度予算案  
2,428億円

## 根拠法及び概要

根 拠 法：障害者総合支援法

概 要：障害者(児)が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な心身の障害の状態を軽減するための医療(保険診療に限る。)について、当該医療費の自己負担額を軽減するための公費負担医療制度

※ 所得に応じ1月あたりの自己負担上限額を設定(月額総医療費の1割がこれに満たない場合は1割)

※ 保険優先のため、通常、医療保険の自己負担分(3割)と上記の自己負担上限額の差額分を自立支援医療費により支給

実 施 主 体：【更生医療・育成医療】市町村 【精神通院医療】都道府県・指定都市

負 担 割 合：【更生医療・育成医療】国1/2, 都道府県1/4, 市町村1/4 【精神通院医療】国1/2, 都道府県・指定都市1/2

支給決定件数：【更生医療】271,267件 【育成医療】18,002件 【精神通院医療】1,934,751件 ※令和2年度

## 対象者

更 生 医 療：身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者で、その障害の状態を軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者(18歳以上)

育 成 医 療：児童福祉法第4条第2項に規定する障害児のうち、障害に係る医療を行わないときは将来において身体障害者福祉法別表に掲げる障害と同程度の障害を残すと認められ、手術等により確実な治療の効果が期待できる者(18歳未満)

精神通院医療：精神保健福祉法第5条に規定する精神疾患(てんかんを含む。)を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者

## 対象となる医療の例

### (更生医療・育成医療)

肢 体 不 自 由 … 関節拘縮 → 人工関節置換術

視 覚 障 害 … 白内障 → 水晶体摘出術

聴 覚 障 害 … 高度難聴 → 人工内耳埋込術

内 臓 障 害 … 心臓機能障害 → ペースメーカー埋込手術

腎臓機能障害 → 腎移植、人工透析      肝臓機能障害 → 肝移植

<先天性内臓障害> 鎮肛 → 人工肛門の造設      ※ 育成医療のみ

### (精神通院医療)

精神科専門療法

訪問看護

# 療養介護医療費

令和5年度当初予算案 99億円 (100億円) ※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

療養介護を利用している障害者に対し、医療に要した費用について、療養介護医療費を支給する。

## 2 事業の概要

療養介護（※）を利用する障害者に対し、医療に要した費用について、療養介護医療費を支給する。

※ 医療を要する障害者であって常時介護を要するものとして、病院その他の施設において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話の供与を行うサービス

## 3 実施主体等

実施主体：市町村

負担割合：国1／2、都道府県1／4、市町村1／4

(6)特別児童扶養手当、特別障害者手当等

# 特別児童扶養手当、特別障害者手当等

令和5年度予算（案） 1,861億円（1,787億円） ※（）内は前年度当初予算額

## 事業の目的

精神又は身体に障害を有する児童等に対して手当を支給することにより、当該者の福祉の増進等を図る。

## 支給要件等

	①特別児童扶養手当	②特別障害者手当	③障害児福祉手当	④経過的福祉手当
支給要件	20歳未満で精神または身体に障害がある児童を家庭で監護、養育している父母等	精神または身体に著しく重度の障害があるため、日常生活で常時特別の介護が必要な状態にある在宅の20歳以上の人	精神または身体に重度の障害があるため、日常生活で常時の介護が必要な状態にある在宅の20歳未満の人	昭和61年3月31日現在において20歳以上であり、現に従来の福祉手当の受給者であった者のうち、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金も支給されない人
給付月額 (5年度見込額)	1級 53,700円 2級 35,760円	27,980円	15,220円	
所得制限	次の対象者のいずれかの前年の所得が一定の額以上のときは、手当は支給されません。 ・受給資格者（①：障害児の父母等、②：特別障害者、③：重度障害児、④：重度障害者） ・受給資格者の配偶者 ・受給資格者と生計を同じくする扶養義務者			
要求額内訳	143,532,649千円 (138,085,202千円)	33,663,631千円 (31,804,022千円)	8,603,642千円 (8,471,718千円)	276,670千円 (300,680千円)
負担率	国10/10	国3/4、都道府県、市及び福祉事務所設置町村1/4		
認定事務	都道府県・指定都市 (申請窓口は市町村)	都道府県、市及び福祉事務所設置町村		

## (7) 障害福祉のしごとの魅力発信

# 障害福祉分野のしごと魅力発信事業

令和5年度当初予算案 15百万円 (15百万円) ※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

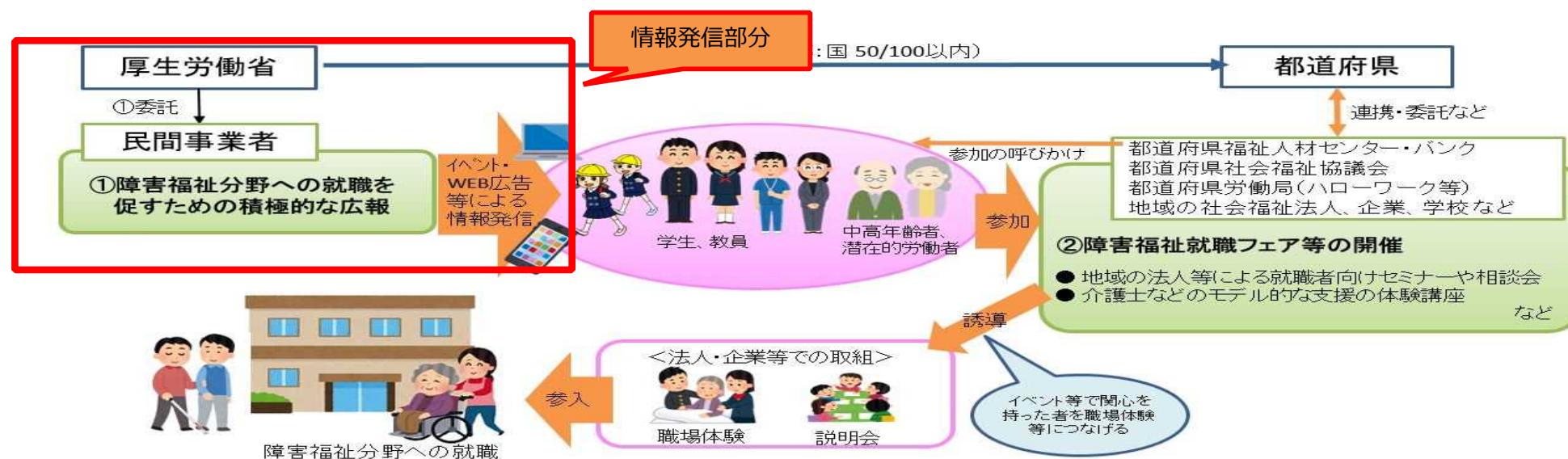
- 障害福祉関係分野の職種における有効求人倍率(※)は、全職業より高い水準となっており、人材確保のための取組が必要であり、また、障害福祉分野を含むケアワーカーの処遇改善を含む人材確保は現政権下でも重要課題の一つとなっていることから、広報事業により、障害福祉分野の仕事の魅力を伝え、多様な人材の参入促進を図る。

(※) 令和2年有効求人倍率：全職業1.2倍、障害福祉関係分野3.6倍

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体

- 障害福祉現場への就職を促すため、WEBを通じた情報発信等を行うなど、広く障害福祉現場で働く魅力を発信する。

※令和2年度：魅力発信のためのデジタルパンフレット及び動画の作成 令和3年度：Webサイト作成及びインターネット広告  
令和4年度：SNS等による広報及び動画の作成を予定



## (8) 障害者虐待防止、権利擁護などに関する 総合的な施策の推進

# 障害者虐待防止対策関係予算

## ○ 障害者虐待防止対策支援事業（地域生活支援促進事業）

令和5年度当初予算案：6.2億円  
(令和4年度予算：6.2億円)

### 1. 事業目的

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る。

### 2. 事業内容

以下のような取組について、地域の実情に応じて都道府県・市町村の判断により実施する。

#### ① 虐待時の対応のための体制整備

例：専門職員の確保、社会福祉士と弁護士による虐待対応専門職チームの活用の促進（専門性の強化）、虐待を受けた障害者の居宅訪問等、死亡等の重篤事案についての検証

#### ② 連携協力体制の整備

例：地域における関係機関等の協力体制の整備・充実

#### ③ 障害者虐待防止・権利擁護に関する研修の実施

例：障害福祉サービス事業所等の従事者や管理者、相談窓口職員に対する障害者虐待防止に関する研修の実施、  
※学校、保育所等、医療機関、放課後児童クラブ等の関係者に対する研修も実施可能

#### ④ 普及啓発

例：障害者虐待防止法における障害者虐待の通報義務等の広報その他の啓発活動の実施

### 3. 実施主体 都道府県及び市町村

### 4. 負担率 市町村実施事業：負担割合 国1／2、都道府県1／4 都道府県実施事業：負担割合 国1／2

## ○ 障害者虐待防止・権利擁護事業費

令和5年度当初予算案：12百万円  
(令和4年度予算：12百万円)

### 1. 事業内容

- ① 障害者の虐待防止や権利擁護に関して、各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修の実施
- ② 虐待事案の未然防止のための調査研究・事例分析

### 2. 実施主体 国（民間団体へ委託予定）

# 障害者に対する成年後見制度関係予算事業について

令和5年度当初予算案

地域生活支援事業費等補助金 507億円の内数

## 1 成年後見制度利用支援事業

### ・事業内容

成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助する。

### ・実施主体 市町村

## 2 成年後見制度法人後見支援・養成研修事業

### ・事業内容

- ①法人後見養成のための研修
- ②法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
- ③法人後見の適正な活動のための支援
- ④その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業

### ・実施主体 ①都道府県（新規） 及び市町村 ②～④市町村

## 3 成年後見制度普及啓発事業

- ・事業内容 成年後見制度の利用を促進するための普及啓発を行う。
- ・実施主体 都道府県、市町村

## 成年後見制度利用支援事業（障害者関係）

### 1. 目的

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

### 2. 事業内容

成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助する。

### 3. 実施主体

市町村（補助率：国1／2以内、都道府県1／4以内）

### 4. 令和5年度当初予算案

地域生活支援事業費等補助金 507億円の内数（令和4年度予算：506億円）

# 成年後見制度法人後見支援・養成研修事業（障害者関係）

## 1. 目的

成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

## 2. 事業内容

### （1）法人後見実施のための研修

法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体等に対する研修の実施

### （2）法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築

ア 法人後見の活用等のための地域の実態把握

イ 法人後見推進のための検討会等の実施

### （3）法人後見の適正な活動のための支援

弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、法人後見団体が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築

### （4）その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業

## 3. 実施主体 （1）都道府県（新規）・市町村、（2）～（4）市町村

## 4. 令和5年度当初予算案

地域生活支援事業費等補助金 507億円の内数（令和4年度予算：506億円）

## 成年後見制度普及啓発事業（障害者関係）

### 1. 目的

成年後見制度の利用を促進することにより、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。  
[地域生活支援事業費等補助金]

### 2. 実施主体

市町村又は都道府県(共同実施も可能)(指定相談支援事業者等へ委託することができる。)

### 3. 事業内容

成年後見制度の利用を促進するための普及啓発を行う。

### 4. 事業創設年度

平成24年度  
(平成29年度からは「地域生活支援促進事業」に位置付け。)

### 5. 令和5年度当初予算案

地域生活支援事業費等補助金507億円の内数(令和4年度予算:506億円)

## (9) 重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援

# 重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業

令和5年度当初予算案 12億円 (12億円) ※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

重度訪問介護等の訪問系サービスの利用において、国庫負担基準を超えている市町村のうち、都道府県地域生活支援事業「重度障害者に係る市町村特別支援」の対象外の市町村、及び当該事業の対象となるが当該事業を適用してもなお超過額のある市町村を対象に一定の財政支援を行うことにより、重度障害者の地域生活を支援する。

## 2 事業の概要

「重度障害者に係る市町村特別支援」の対象外の市町村、及び当該事業の対象となるが当該事業を適用してもなお超過額のある市町村を対象に、国庫負担基準を超過した訪問系サービス報酬分について補助を行う。

## 3 事業のスキーム



## 4 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県
- ◆ 補助率：国1／2、都道府県1／4、市町村1／4

## (10) 教育と福祉の連携の推進

# 家庭・教育・福祉連携推進事業（地域生活支援事業）

令和5年度当初予算案 507億円の内数 (506億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

教育と福祉の連携については、地域での切れ目ない支援が求められており、厚生労働省・文部科学省において「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト」を立ち上げ、報告をとりまとめた。各市町村がこの報告書における教育と福祉の連携を推進し、保護者支援を推進するための方策を実施し、その検証結果について報告を行う事業を実施する。

教育・福祉の連携を強化し、障害のある子どもとその家族の地域生活の向上を図るため、家庭・教育・福祉をつなぐ「地域連携推進マネジャー」を市町村に配置し、

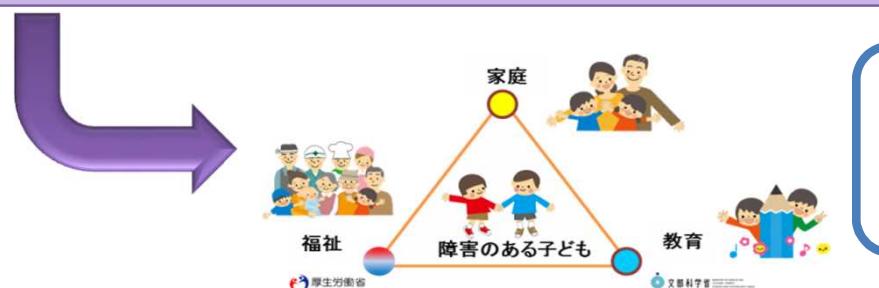
## ①教育と福祉の連携を推進するための方策

- 教育委員会、福祉部局、学校、障害児通所支援事業所の関係構築の場の設置
- 障害福祉制度の周知を図るために福祉部局と教育委員会等による合同研修の実施



## ②保護者支援を推進するための方策

- 保護者支援のために相談窓口を整理し、ハンドブックの作成等の連携方策を実施する。



**市町村単位で  
家庭・教育・福祉の連携を実現！！**

※スタートアップの費用として活用することを想定しているため、補助対象は事業開始から3年以内に限る。

## (11) 障害者施策に関する調査・研究の推進

# 障害者総合福祉推進事業

令和5年度予算案:243,000千円(令和4年度予算額:343,000千円)

## 事業目的

本事業は、「障害者総合支援法」を踏まえ、障害者施策全般にわたり引き続き解決すべき課題や新たに生じた課題について、現地調査等による実態の把握や試行的取組等を通じた提言を得ることを目的とする。

## 事業主体

地方公共団体、社会福祉法人、特定非営利活動法人、社団法人、財団法人その他法人

## 採択方法

公募を行った上で、外部有識者による評価検討会において審査を行い、適当と認められた事業について採択を行う。

## 補助率等

- 補助率：定額（10／10相当）
- 補助上限額：指定課題に応じて設定

## (12) 障害者等の自立・社会参加支援の推進

### ① 障害者の情報アクセシビリティ・コミュニケーション支援

# 障害者の情報アクセシビリティ・コミュニケーション支援に係る 令和5年度当初予算案（厚生労働省）

## 情報取得等に資する機器等の開発・普及の促進等

### ○障害者のICT機器等の利用促進等 10.5億円（9.0億円）

- ・障害者ICTサポート総合推進事業 ※507億円の内数  
　　障害者のICT機器の利用促進等に関する総合的なサービス拠点（サポートセンター等）の運営等を実施。  
※ 令和5年度より、実施自治体の拡充等を推進。
- ・障害者等のICT機器利用支援事業  
　　自治体が設置するサポートセンターの活動を支援する連携事務局の設置。
- ・視聴覚障害者情報提供施設の運営  
　　視聴覚障害者に対する情報支援を行う点字図書館や聴覚障害者情報提供施設を運営。  
※ 令和5年度より、情報化管理費を拡充。
- ・視覚障害者等用図書情報ネットワーク「サピエ」の運営支援
- ・障害者自立支援機器等開発促進事業  
　　障害者の自立支援機器の開発など、企業が障害者等と連携して開発する取組に対して助成を行う。

### ○日常生活用具給付等事業 507億円の内数（506億円の内数）

- 障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与する。

## 意思疎通支援者の確保・養成・資質の向上等

### ○意思疎通支援事業等の推進 507億円の内数（506億円の内数）

- ・意思疎通支援事業等  
　　意思疎通に支障がある障害者等の意思疎通を支援するため、手話通訳者、要約筆記者等の派遣や養成等を実施。  
※ 令和5年度より、実施自治体の拡充等を推進。
- ・意思疎通支援従事者の質の向上  
　　意思疎通支援に携わる者のスキルアップ研修等を実施。

### ○意思疎通支援従事者の確保 2.3億円（2.2億円）

- ・若年層の手話通訳者養成モデル事業  
　　大学生等を対象とした手話通訳講座等を実施することにより、人材確保の裾野の拡大を目指す。  
※ 令和5年度より、講座実施大学数を拡充。
- ・意思疎通支援従事者の養成研修指導者の養成  
　　各自治体が実施する意思疎通支援従事者の養成研修で必要な指導者の養成。
- ・意思疎通支援従事者の確保事業  
　　主として若年層の人材確保を促進するため、意思疎通支援従事者の活躍や魅力、先駆的に取り組んでいる企業・団体等に関する広報・啓発活動等を実施。

(12) 障害者等の自立・社会参加支援の推進  
② 芸術文化活動の支援の推進

# 障害者の芸術文化活動に関する予算（厚生労働省）令和5年度当初予算案

## 1. 障害者芸術文化活動普及支援事業

令和5年度当初予算案 3.0億円（3.0億円）

地域における障害者の自立と社会参加の促進を図るため、全国に障害者の芸術文化活動に関わる支援センター等の設置を行い、支援の枠組みを整備することにより、障害者の芸術文化活動（美術、演劇、音楽等）を推進する。

- (1) 都道府県レベルにおける活動支援 （都道府県内の相談支援、人材育成、関係者のネットワークづくり等）
- (2) ブロックレベルにおける広域支援 （都道府県の支援センターへの支援、自治体の基本計画策定支援、ブロック研修等）
- (3) 全国レベルにおける支援 （全国の情報収集・発信、ネットワーク体制の構築等）

〔実施主体・補助率〕 (1) 都道府県 1／2 (2)、(3) 社会福祉法人、NPO法人等 定額(10／10相当)

※令和5年度の拡充内容

支援センターのネットワーク機能を強化するため、都道府県内の障害福祉サービス事業所や文化施設等に出向いて相談や専門的知見によるアドバイス等の支援を行う職員を支援センターに配置し、アウトリーチによるきめ細かな対応を行う。

## 2. 障害者芸術・文化祭の開催

### (1) 全国障害者芸術・文化祭（地域生活支援促進事業）

令和5年度当初予算案 0.7億円（0.7億円）

障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とし、美術、音楽、演劇、舞踊など、多様な文化芸術活動で構成する全国障害者芸術・文化祭を開催する。障害の有無にかかわることなく国民の参加や発表等の機会の充実を図るために、文化庁等の主催する国民文化祭と一体的に開催する。

※令和5年度は石川県で開催

### (2) 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業（地域生活支援事業）

令和5年度当初予算案 507億円の内数（506億円の内数）

障害者による芸術文化活動の全国における裾野の拡大や地域における交流機会の拡充を図ることを目的とし、全国障害者芸術・文化祭と連携・連動するサテライト型の芸術・文化祭を実施する。

〔実施主体・補助率〕 (1) 都道府県 定額(10／10相当) (2) 都道府県（全国障害者芸術・文化祭の開催県を除く）1／2以内

## 2 地域移行、地域定着支援などの 精神障害者施策等の推進

## (1) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

## ① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業（地域生活支援促進事業）

令和5年度予算案：603,031千円（令和4年度予算額：669,312千円）

## ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

令和5年度予算案：39,114千円（令和4年度予算額：39,114千円）

### ① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、行政職員、医療機関の職員、地域援助事業者、当事者、ピアサポートー、家族、居住支援関係者等の様々な立場の者が協働し、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築する。また、精神障害者等の日常生活圏域を基本として、市町村などの基礎自治体を基盤として進めていく必要があることから、都道府県等は市町村との協働により、精神障害者等のニーズや、地域の課題を共有化した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

<実施主体> 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

### ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

- ◆国において、地域包括ケアシステムの構築の推進に実践経験のあるアドバイザー（広域・都道府県等密着）から構成される組織を設置する。
- ◆都道府県・指定都市・特別区は、広域アドバイザーのアドバイスを受けながら、都道府県等密着アドバイザーや構築推進センター等と連携し、障害保健福祉圏域（障害保健福祉圏域・保健所設置市）及び市町村における、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。
- ◆関係者間で情報やノウハウを共有するため、ポータルサイトの設置等を行う。

<参加主体> 都道府県・指定都市・特別区

※①及び②の事業はそれぞれ単独で実施することが可能

### ① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

#### 【事業内容】（1は必須）

1. 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
2. 普及啓発に係る事業
3. 精神障害者の家族支援に係る事業
4. 精神障害者の住まいの確保支援に係る事業
5. ピアサポートの活用に係る事業
6. アウトリーチ支援に係る事業
7. 措置入院者及び緊急措置入院者等の退院後の医療等の継続支援に係る事業
8. 構築推進センターの活用に係る事業
9. 精神医療相談に係る事業
10. 医療連携体制の構築に係る事業
11. 精神障害者の地域移行・地域定着関係職員に対する研修に係る事業
12. 入院中の精神障害者の地域生活支援に係る事業
13. 地域包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業
14. その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業

### ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業



◆ 個別相談・支援（オンライン、電話、メール）、現地での技術的助言、都道府県等研修への協力 等

#### 国（構築支援事業事務局）

全国会議の企画・実施、普及啓発イベントの開催、アドバイザー（広域・密着AD）等の合同研修会の開催、地域包括ケアシステム構築に向けた取組に資する事例集の作成、地域包括ケアシステム構築状況の評価 等

- 世界精神保健調査では、我が国の精神障害へ罹患する生涯有病率が22.9%であり、精神疾患は誰でも罹患しうることが報告されている。
- 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」においても、地域住民への普及啓発を進めるにあたり、メンタルヘルス・ファーストエイドへの賛同が既に得られている。※メンタルヘルス・ファーストエイドとは、地域の中で、メンタルヘルスの問題をかかえる人に対し、住民による支援や専門家への相談につなげる取り組み。
- 今般、新型コロナウィルス感染症に係る心のケアの充実が求められている中、平時からの心の健康への対策や普及啓発は急務である。

※メンタルヘルス・ファーストエイド（MHFA）の実践体制

#### ◆インストラクター

2日間の指導者研修を受講  
(研修のコツと実際・模擬研修・評価とフィードバック)

#### ◆エイダー

2日間のMHFA実施者研修を受講  
(MHFAの基本理念・うつ病・不安障害・精神病・依存症等への対応)

### MHFAの実践体制

人数は令和元年3月末時点

インストラクター 81名

エイダー 592名

### 心のサポーター養成の仕組み

心のサポーター指導者

心のサポーター

※心のサポーターの養成体制

#### ◎心のサポーター指導者

- MHFAのインストラクター及びエイダーであること
- 2時間の指導者研修を受講**

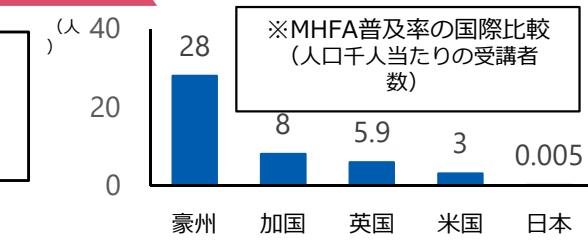
#### ◎心のサポーター

- 2時間の実施者研修を受講**

#### 心のサポーターとは

「メンタルヘルスやうつ病や不安など精神疾患への正しい知識と理解を持ち、メンタルヘルスの問題を抱える家族や同僚等に対する、傾聴を中心とした支援者」（小学生からお年寄りまでが対象）

⇒ MHFAの考え方に基づいた、**2時間程度で実施可能な双方向的研修プログラムを使用**（座学+実習）



#### 今後の方向性

R2年度

R3年度

R4年度

R5年度

R6年度

R10年度

R15年度

養成研修プログラム作成

養成研修（モデル地域）

養成研修（全国）

指導者養成マニュアル作成

指導者養成研修

R6年度から  
5年で38万人

R6年度から  
10年で100万人

市町村長同意による医療保護入院者等を対象に、精神科病院を訪問し、生活に関する一般的な相談に応じ、本人の体験や気持ちを丁寧に聞くとともに、必要な情報提供を行う支援体制を構築する。

【目的】都道府県等における訪問支援体制の構築

【実施主体】都道府県、指定都市、保健所設置市、特別区

【補助率】1／2

【財源措置】・会議の設置に係る経費

・訪問支援員に対する研修経費

・訪問支援員の派遣に係る経費

※地域生活支援促進事業に新たなメニューとして追加



市町村長同意による入院患者等

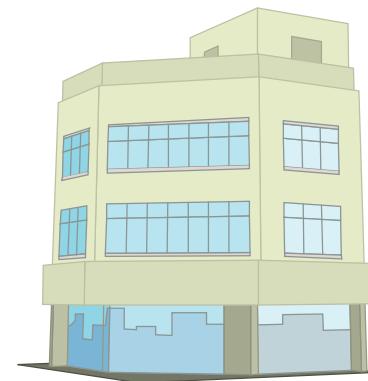
訪問支援員を希望



訪問支援員を派遣

訪問支援員の役割

- ・精神科病院を訪問し、生活に関する一般的な相談に応じ、体験や気持ちを丁寧に聞く
- ・必要な情報提供を行う



都道府県等

事務局

訪問支援の仕組みを説明

- ・訪問支援員に対する研修
- ・訪問支援員選任に関する事務
- ・派遣に関する事務等

病院

## (2)精神科救急医療体制の整備

# 精神科救急医療体制整備事業

令和4年度予算額  
17.0億円 → 令和5年度予算案  
18.0億円

緊急な医療を必要とする精神障害者等のための精神科救急医療体制を確保することを目的とする（平成20年度開始）

【実施主体】 都道府県・指定都市

【補助率】 1／2

【主な事業内容】

- 精神科救急医療体制連絡調整委員会等の設置
- 精神科救急情報センターの設置
- 精神科救急医療確保事業

【都道府県による精神科救急医療体制の確保について法律上位置付け】

(H24年 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正)

## 第4節 精神科救急医療の確保

第19条の11 都道府県は、精神障害の救急医療が適切かつ効率的に提供されるように、夜間又は 休日において精神障害の医療を必要とする精神障害者又は家族等からの相談に応じること、精神障害の救急医療を提供する医療施設相互間の連携を確保することその他の地域の実情に応じた体制の整備を図るよう努めるものとする。

2 都道府県知事は、前項の体制の整備に当たっては、精神科病院その他の精神障害の医療を提供する施設の管理者、当該施設の指定医その他の関係者に対し、必要な協力を求めることができる。

## 精神科救急医療体制研修会

- 精神科救急医療体制の運用ルールの周知。
- 個別事例の検討、グループワーク等。

## 精神科救急医療体制連絡調整委員会

- 関係機関間の連携・調整を図り、  
地域の実情に併せて体制を構築。

## 圏域毎の検討部会

- 地域資源の把握、効果的連携体制の検討
- 運用ルール等の策定、課題抽出

## 一般救急の情報センター



連携

## 精神科救急情報センター

受診前相談



- 緊急対応が必要な患者を重症度に応じた受入先調整
- 救急医療機関の情報集約・調整、かかりつけ医の事前登録

## 受入先調整

## 24時間精神医療相談窓口

受診前相談

- 相談対応
- 適宜、医療機関の紹介・受診指導

※精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業の中で実施



一般救急  
医療圈域

A精神科救急圏域  
(常時対応型で対応)

入院医療・入院外医療の提供

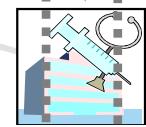


一般救急  
医療圏域

**常時対応型  
精神科救急医療施設**

※1時間以内に医師・看護師のオンコール  
対応が可能な病院を含む

## 外来対応施設



## 身体合併症対応施設

身体合併症のある救急患者に対応  
より広い圏域をカバー

## 外来対応施設



**病院群輪番型  
精神科救急医療施設**

※1時間以内に医師・看護師のオンコール  
対応が可能な病院を含む

(3)心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に関する医療提供体制の整備の推進

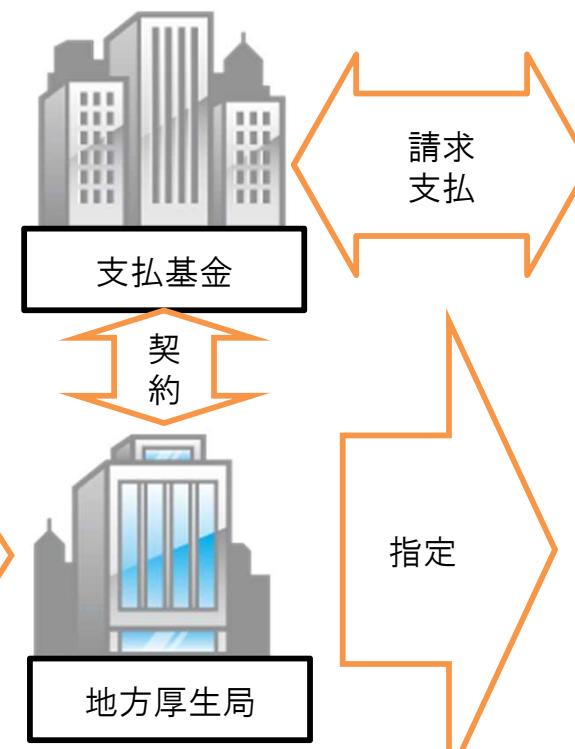
# 心神喪失者等医療観察法入院等決定者医療費

令和4年度予算額  
172億円 → 令和5年度予算案  
183億円

(診療方針及び診療報酬)  
第83条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。  
2 前項に規定する診療方針及び診療報酬の例によることができないとき、又はこれによることを適當としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生労働大臣の定めるところによる。



厚生労働省



(医療の実施)  
第81条 厚生労働大臣は、第42条第1項第1号若しくは第2号、第51条第1項第2号又は第61条第1項第1号の決定を受けた者に対し、その精神障害の特性に応じ、円滑な社会復帰を促進するために必要な医療を行なわなければならない。

2 前項に規定する医療の範囲は、次のとおりとする。

- 1 診察
- 2 薬剤又は治療材料の支給
- 3 医学的処置及びその他の治療
- 4 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 5 病院への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 6 移送

3 第1項に規定する医療は、指定医療機関に委託して行うものとする。

## 指定医療機関

(指定医療機関の義務)  
第82条 指定医療機関は、厚生労働大臣の定めるところにより、前条第1項に規定する医療を担当しなければならない。  
2 指定医療機関は、前条第1項に規定する医療を行うについて、厚生労働大臣の行う指導に従わなければならぬ。

## 指定入院医療機関

○設置主体は、都道府県、独立行政法人（公務員型）等に限定  
○入院期間は定められていないが、ガイドラインでは18ヶ月程度を標準  
○34施設（850床）  
R4. 4. 1現在

## 指定通院医療機関

○通院期間は法律上、原則3年、必要に応じ最大5年まで延長ができる。  
○3,972施設  
(うち病院597・診療所92)  
R4. 4. 1現在

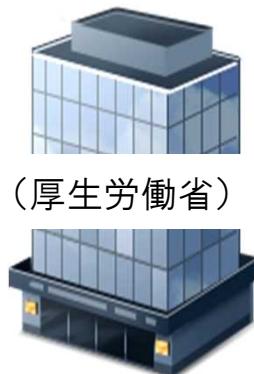
# 心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関運営費負担金

令和4年度予算額

5.6億円

令和5年度予算案

2.6億円



運営費を負担

(国の負担)

**第102条** 国は、指定入院医療機関の設置者に対し、政令で定めるところにより、指定入院医療機関の設置及び運営に要する費用を負担する。

(病院の運営に必要な経費)

病棟運営経費、病棟開設準備経費（開設後病棟運営に必要な経費）、研修経費、物件費、地域活動費、司法精神科専門研修運営経費、通訳雇上費、土地借料

## <指定入院医療機関運営ガイドライン(平成17年7月14日 精神保健福祉課長通知)より抜粋>

事項	運営・管理等	人員の配置	施設及び設備
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療の質の確保           <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部評議会議、倫理会議、治療評議会議、運営会議の設置</li> <li>・研修等による医療従事者の質の向上</li> </ul> </li> <li>○適正な医療の提供           <ul style="list-style-type: none"> <li>・合併症等の際の連携病院の確保</li> <li>・医療安全管理体制の確保</li> </ul> </li> <li>○入院処遇の改善に向けた取組みへの参画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当該病棟の人員配置           <ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤医師 概ね8:1指定医1人以上 過半数は専任</li> <li>・常勤看護師 概ね日中1.5:1 夜間6:1(最低3人以上)</li> <li>・臨床心理技術者、作業療法士、精神保健福祉士は常勤で概ね5:1</li> </ul> </li> <li>○病院全体の人員配置           <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神保健指定医2人</li> <li>・薬剤師は医療法標準数を越えていること</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○病床数は医療法上33床(運営病床30床、予備病床3床)とし、病床は全て個室(10m<sup>2</sup>以上)</li> <li>○必要とする診療部門、共用部門の設置           <ul style="list-style-type: none"> <li>・診察室(最低2カ所)</li> <li>・处置室(酸素吸入装置・吸引装置等設置)</li> <li>・保護室(10m<sup>2</sup>以上)</li> <li>・集団精神療法室</li> <li>・作業療法室</li> <li>・食堂・デイルーム(一定面積以上あれば共用可)</li> <li>・面会室(診察室3カ所以上は兼用可)</li> </ul> </li> </ul> <p>&lt;小規模病床&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○病床は医療法上16床(運営病床15床、予備病床1床)とし、病床は全て個室(10m<sup>2</sup>以上)</li> <li>○必要とする診療部門、共用部門の設置           <ul style="list-style-type: none"> <li>・人員配置は非小規模病床と同様のものにする。</li> </ul> </li> <li>・既存病棟で改修の場合 作業療法室、集団療法室等については、安全管理体制確保ができれば同一病棟内で設置でなくとも可能</li> </ul>
情報管理等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○診療等記録の適切な記録と保存管理</li> <li>○診療情報の適切な提供</li> <li>○医療情報の共有体制</li> <li>・指定通院医療機関への情報提供と連携</li> </ul>	○病棟専従の事務職員の配置(非常勤含む)	
地域連携体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域との連携体制           <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域連絡会議の設置</li> <li>・無断退去時等の連絡体制の確保</li> <li>・周辺住民等の意見等を聴く恒常的な窓口の設置</li> </ul> </li> <li>○保護観察所等との連携</li> </ul>		
危機管理体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○緊急時の対応体制           <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故、火災発生時等の対応マニュアルの整備</li> <li>・無断退去時等の対応マニュアルの整備</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○夜間の警備員の配置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○無断退去を防止する構造設備           <ul style="list-style-type: none"> <li>・玄関の二重構造</li> <li>・窓設備の適切な構造、材質</li> <li>・病棟内外の安全管理体制の整備</li> </ul> </li> </ul>

# 心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関施設整備費

## 事業概要・目的

### 【事業の目的】

医療観察法第102条の規定に基づき、入院決定を受けた者に対する医療を行う指定入院医療機関の病棟等を整備するための費用。

### 【事業の概要】

- ・新たな指定入院医療機関の整備
- ・医療観察病棟の大規模修繕

## 課題

### (整備について)

遠方の医療機関に入院せざるを得ない対象者は、状態が改善しても退院調整に時間を要し、入院期間長期化の原因となっている。そのため、地理的な要因を考慮して、福島県及び京都府の新規病棟整備を行う必要がある。

また、老朽化した施設・設備を整備するために大規模修繕を行う必要がある。

## 対応

- ・整備計画がある福島県、京都府に新たな指定入院医療機関の整備を行う。



厚生労働省

施設・設備整備費を負担

### (国の負担)

第102条 国は、指定入院医療機関の設置者に対し、政令で定めるところにより、指定入院医療機関の設置及び運営に要する費用を負担する。

- 病棟整備費（工事費、外溝設備等）
- 工事事務費
- 調査費（設計、土質調査、測量等）
- 附帯整備費  
(伐採、造成、解体、移設等)
- 設備整備費（病棟に必要な医療機器等）

# 心神喪失者等医療観察法医療評価・向上事業費補助金

令和4年度予算額

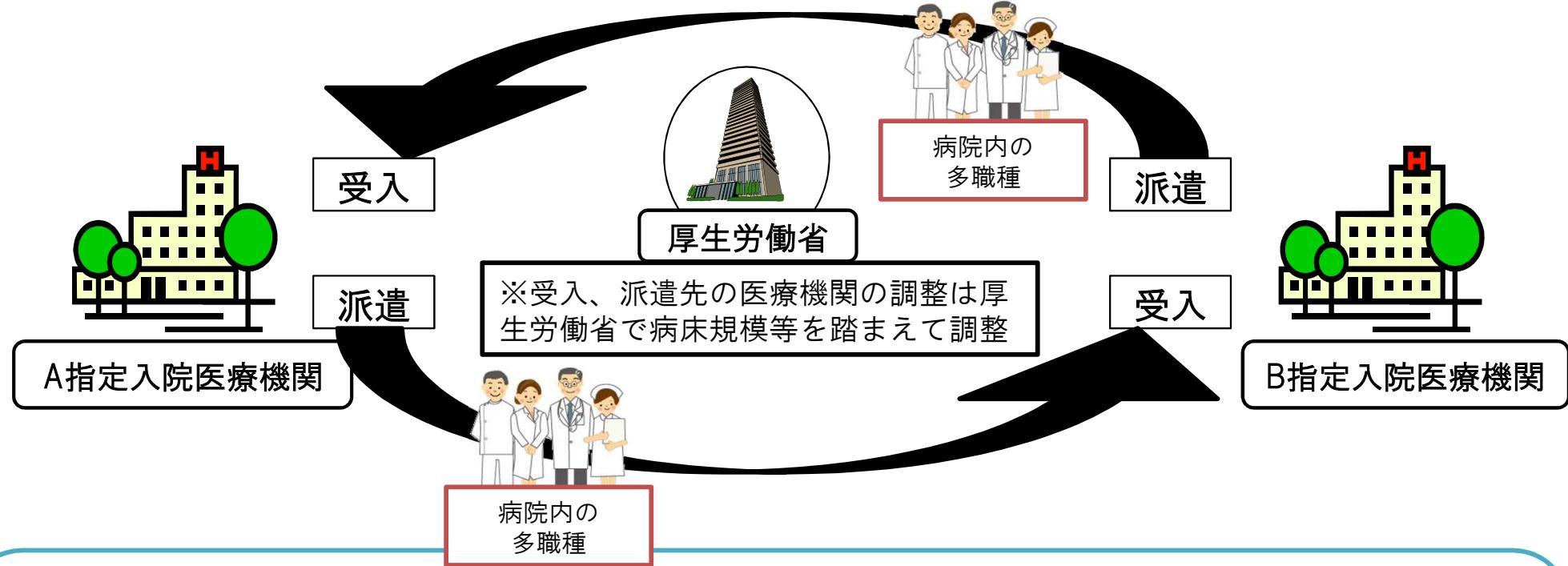
4百万円

令和5年度予算案

8百万円

## 【事業目的】

医療観察法指定入院医療機関に従事する多職種チームが、相互に指定入院医療機関を訪問し、医療体制等についての評価、課題等への助言等の技術交流を行い、もって医療観察法に基づく医療の質の向上及び均てん化を図り、医療観察法対象者の早期の社会復帰を実現する。



## 【事業内容】

実施主体：医療観察法に基づき指定された、全指定入院医療機関

実施内容：指定入院医療機関が他の指定入院医療機関の多職種チーム（医師・看護師・コメディカル）を受入れ、医療体制等の評価、課題等への助言等の技術交流を行う。（病床規模等に応じて、受入又は遣先を決定。）

実施期間：1週間程度（病床規模の小さい医療機関については、適宜調整。）

補助率：国10/10で多職種チームの受入にかかる旅費等を補助

## (4)アルコール健康障害対策・薬物依存症対策・ ギャンブル等依存症対策の推進

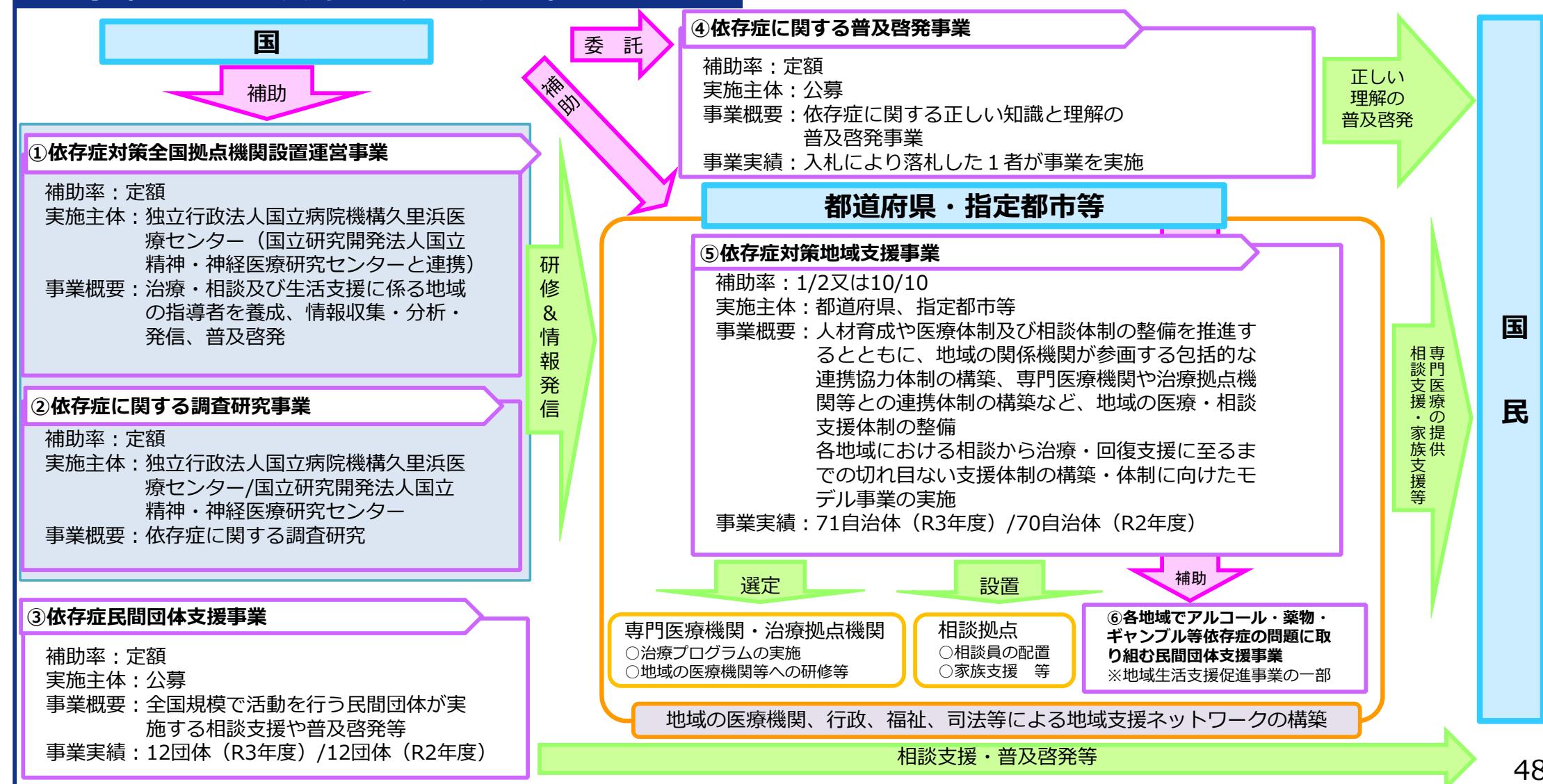
# 依存症対策の推進

令和5年度当初予算案 8.4億円 (9.5億円) ※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 依存症は、その疾病の特性から誤解や偏見があり、依存症と疑われる方やその家族が相談等につながりづらく、十分な治療・支援が受けられていない場合があるといった課題がある。このため、各地域における支援ネットワーク構築、全国拠点機関による人材育成・情報発信や、依存症の正しい理解の普及啓発などを総合的に行う。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等



(5) 高次脳機能障害及びその関連障害に対する  
地域支援ネットワーク構築の促進

令和5年度予算案 1.5億円

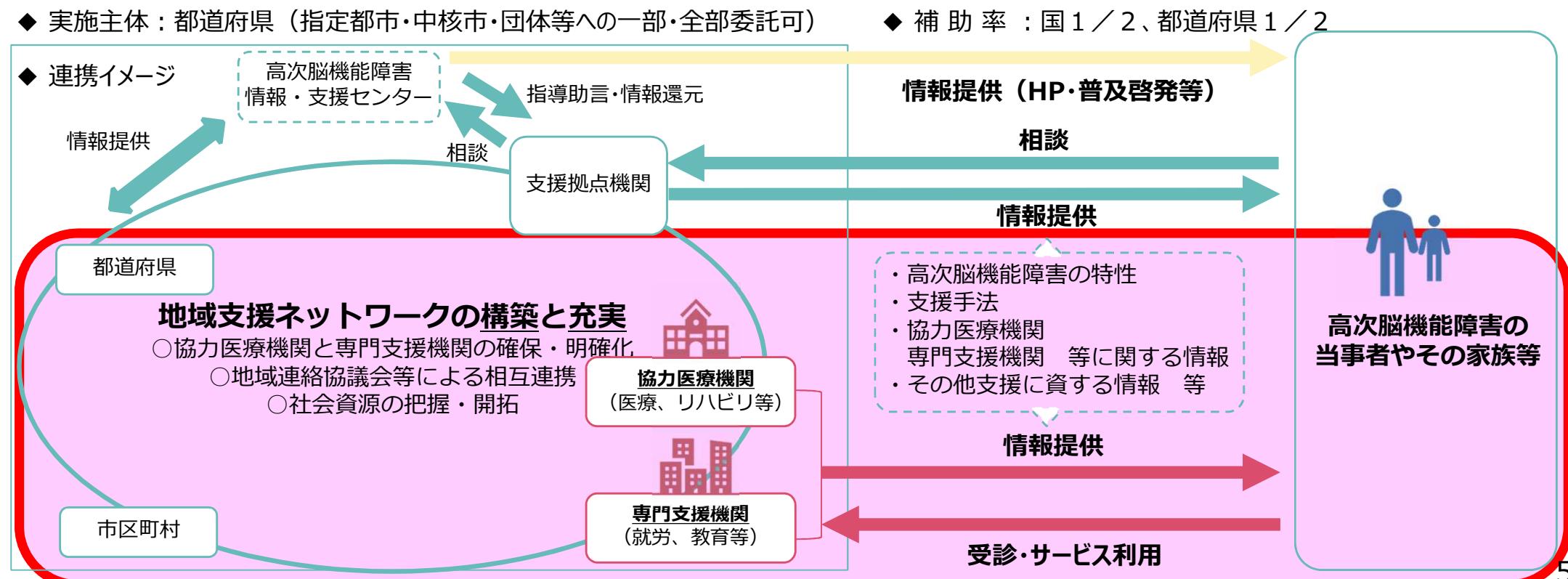
## 1 事業の目的

高次脳機能障害の当事者への専門的相談支援及び医療と福祉の一体的な支援を普及・定着させるため、高次脳機能障害の診断及びその特性に応じた支援サービスの提供を行う協力医療機関（医療機関、リハビリ機関等）及び専門支援機関（就労支援機関、教育機関等）を確保・明確化する。さらに、地域の関係機関が相互に連携・調整を図り、当事者やその家族等の支援に資する情報提供を行う地域支援ネットワークを構築し、切れ目のない充実した支援体制の促進を図ることを目的とする。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

◆ 実施主体：都道府県（指定都市・中核市・団体等への一部・全部委託可）

◆ 連携イメージ



## (6) てんかんの地域診療連携体制の整備

# てんかん地域診療連携体制整備事業

令和5年度予算案（令和4年度予算額）：16百万円（19百万円）

## 1 事業の目的

平成30年度からの第7次医療計画により、各都道府県において、多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築に向けて、「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」を踏まえて、多様な精神疾患等ごとに医療機能を明確化することとされており、国が国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターをてんかん全国支援センターに指定し、都道府県において、てんかんの治療を専門的に行っている医療機関のうち、1箇所をてんかん支援拠点病院として指定し、各都道府県のてんかんの医療連携体制の構築に向けて、知見の集積、還元、てんかん診療のネットワーク作り等を引き続き進めていく必要がある。

## 2 事業の概要・スキーム

### 地域

てんかんの特性や支援方法に関する知識が浸透するように取り組むとともに、市町村、医療機関等との連携を深化し、患者・家族への相談支援や啓発のための体制を充実すること等により、適切な医療につながる地域の実現を目指す。

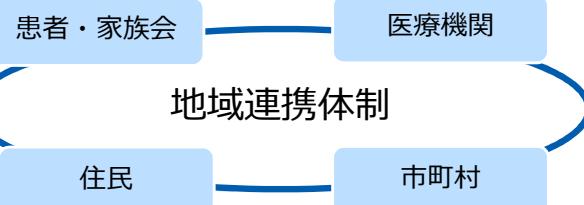
### 都道府県（精神保健福祉センター、保健所）・てんかん支援拠点病院

第7次医療計画に基づいて、「都道府県拠点機能」「地域連携拠点機能」「地域精神科医療提供機能」を有する医療機関を指定し、都道府県との協働によって、てんかんに関する知識の普及啓発、てんかん患者及びその家族への相談支援及び治療、他医療機関への助言・指導、医療従事者等に対する研修、関係機関との地域連携支援体制の構築のための協議会を開催する。また、てんかん診療支援コーディネーターを配置し、てんかん患者及びその家族に対し、相談援助を適切に実施する。

### 国・全国拠点（てんかん全国支援センター）

各てんかん支援拠点病院で得られた知見を集積し、てんかん診療における地域連携体制モデルを確立すると共に、都道府県・各支援拠点病院への技術的支援を行う。

## 3 実施主体等



### バックアップ

都道府県（精神保健福祉センター）  
てんかん支援拠点病院

### バックアップ

国  
全国拠点（てんかん全国支援センター）

## 期待される成果

1. 地域住民や医療従事者に対して、てんかんに関する正しい知識の普及

2. てんかん診療における地域連携体制構築、てんかん診療の均てん化

## (7) 摂食障害治療体制の整備

# 摂食障害治療支援センター設置運営事業

令和5年度予算案（令和4年度予算額）：19百万円（19百万円）

## 1 事業の目的

平成30年度からの第7次医療計画により、各都道府県において、多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築に向けて、「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」を踏まえて、多様な精神疾患等ごとに医療機能を明確化することとされており、摂食障害全国支援センターとして国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターを、摂食障害支援拠点病院を各都道府県で指定し、摂食障害の治療支援体制の構築に向けて、知見の集積、還元、診療のネットワーク作り等を引き続き進めていく必要がある。

## 2 事業の概要・スキーム

### 地域

摂食障害の特性や支援方法に関する知識・技術が浸透するように取り組むとともに、摂食障害を発症した患者に関わる機会の多くなると見込まれる機関をはじめとした関係者と医療機関との連携を深化し、患者・家族への相談支援や啓発のための体制を充実すること等により、早期発見・早期支援につながる地域の実現を目指す。

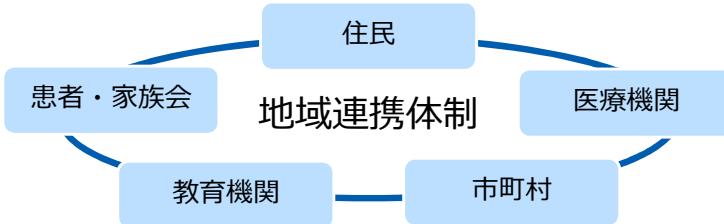
### 都道府県（精神保健福祉センター、保健所）・摂食障害支援拠点病院

第7次医療計画に基づいて、「都道府県拠点機能」「地域連携拠点機能」「地域精神科医療提供機能」を有する医療機関を指定し、都道府県との協働によって、摂食障害に関する知識・技術の普及啓発、他医療機関への研修・技術的支援、患者・家族への技術的支援、関係機関との地域連携支援体制の構築のための調整を行う。

### 国・全国拠点（摂食障害全国支援センター）

各摂食障害支援拠点病院で得られた知見を集積し、共通した有効な摂食障害支援プログラム、地域支援モデルガイドラインの開発等を行うと共に、医療従事者への治療研修など技術的支援を行う。

## 3 実施主体等



### バックアップ<sup>¶</sup>

都道府県（精神保健福祉センター）  
摂食障害支援拠点病院

### バックアップ<sup>¶</sup>

国  
全国拠点（摂食障害全国支援センター）

## 期待される成果

- 1.摂食障害への早期発見・早期支援の実現
- 2.適切な治療と支援により患者が地域で支障なく安心して暮らすことができる体制の整備の推進

## (8) こころの健康づくり対策等の推進

# こころの健康づくり対策事業

令和4年度予算額  
20百万円

→ 令和5年度予算案  
17百万円

## 目的

近年の社会生活環境の複雑化に伴い、多様な精神的ストレスが増加するなか、犯罪・災害などの被害者となることで生ずるPTSD（心的外傷後ストレス障害）や、ひきこもり、家庭内暴力、不登校などに陥っている児童思春期などに対する精神保健福祉活動の充実を推進していくため、教育・福祉・医療などの業務従事者に対し、養成研修等を実施し、もって、こころの健康づくり対策に関する資質の向上を図ることを目的とする。

## ① PTSD対策専門研修

### 【研修内容】

- ・トラウマとPTSD、PTSDの治療、災害時の心理的応急処置、子どものトラウマ
- ・PTSDの診断・治療・ソーシャルワーク、PTSDの心理療法（グループワーク）
- ・犯罪・性犯罪被害者の対応 など

### 【実施主体】

国による公募（民間団体） ※補助率：定額

対象

医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、  
公認心理師等

## ② 思春期精神保健研修

### 【研修内容】

- ・児童思春期精神保健の網羅的な系統講義、グループディスカッション等の実践的研修
- ・「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」についての全般的研修  
など

### 【実施主体】

国による公募（民間団体） ※補助率：定額

対象

医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、  
公認心理師、社会福祉士、児童指導員等

## ③ 心のケア相談研修

### 【実施内容】

自然災害、犯罪被害、事故、新型コロナウイルス感染症等の感染症等に起因した心のケアに関する相談に対応するための知識・技術等を習得するための研修を実施。

### 【実施主体】

国による公募（民間団体） ※補助率：定額

対象

精神保健福祉士、公認心理師、保健師等

# 認知行動療法研修事業

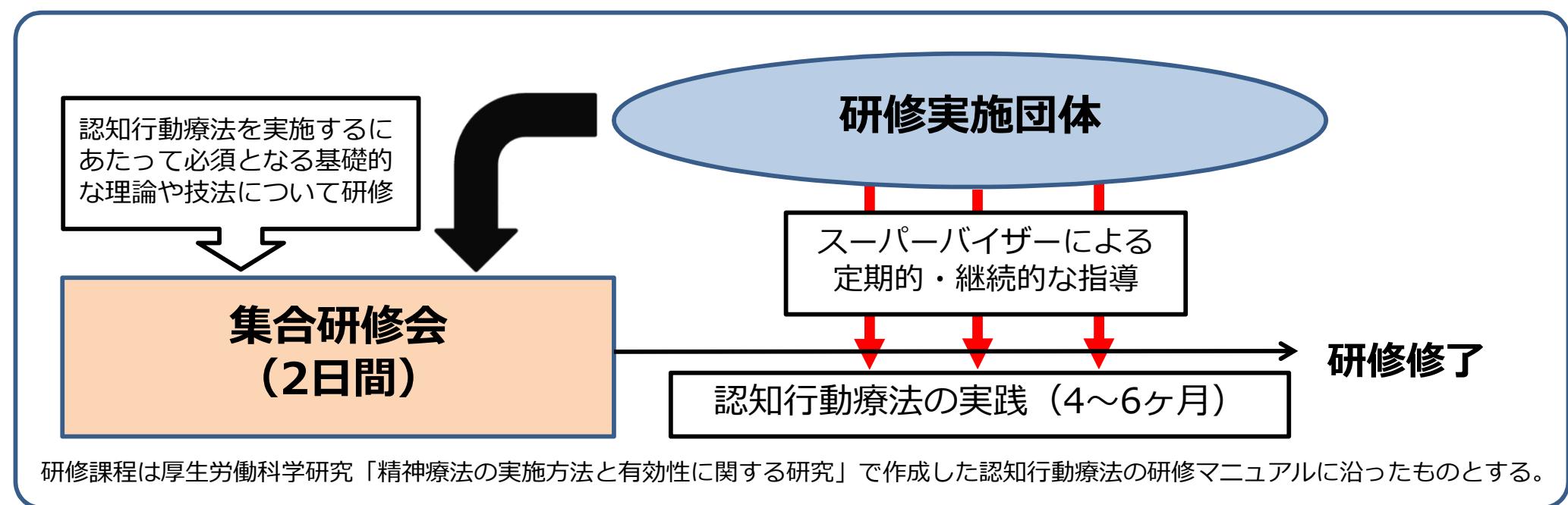
令和5年度予算案：55百万円  
令和4年度予算額：55百万円

## 概要

うつ病治療において、認知行動療法を薬物療法と併せて実施することによって自殺のリスクを下げる事が知られており、認知行動療法を普及させることは自殺対策としての有用性が高いと考えられる。また、摂食障害等の治療においても認知行動療法が用いられている。このため、主に専門的にうつ病等の患者の治療に携わる者に対し、その普及を図るために研修を行う。

### 【認知行動療法とは】

- 認知に働きかけて気持ちを楽にする精神療法(心理療法)で、うつ病等になりやすい考え方の偏りを、面接を通じて修正していくものであり、海外ではうつ病等の精神疾患に対する治療効果・有効性が示され、広く用いられている。
- 一方、国内では十分に普及しておらず、各方面から普及についての必要性が指摘されている。



(9) 公認心理師実習演習担当教員及び  
実習指導者養成講習会事業

# 公認心理師実習演習担当教員及び実習指導者養成講習会事業費

令和5年度予算案：33百万円

## 1 事業概要

公認心理師制度は、国民が抱える心の健康の問題等が複雑化・多様化する中、これらに呼応して心理職者の活動領域が保健医療、福祉、教育等、様々な分野に広がりを見せることが期待される中、安心して心理に関する支援を受けたいという国民の需要の高まりに応じて、創設された制度であり、平成29年9月に公認心理師法が施行されたものである。

公認心理師の質の維持・向上のため、公認心理師となるために必要な科目のうち、「心理演習」及び「心理実習」並びに「心理実践実習」を教授する教員に対しては、公認心理師の資格取得後、法に掲げる業務に5年以上従事した経験及び実習演習担当教員を養成するために行う講習会の修了を公認心理師法施行規則で求めているが、当面の間は経過措置として要件を緩和してきたところ。また実習施設において「心理実習」又は「心理実践実習」を指導する実習指導者についても同様の取扱いをしている。

今般、令和5年度より公認心理師として5年の実務経験を満たす者が出てくることから、令和5年度中に講習会の内容について告示することとしており、経過措置についても一定の期間をもって終了する予定であり、実習演習担当教員及び実習指導者の確保のため、国として令和5年度に大学の実習演習担当教員及び実習施設の実習指導者を養成するため及び資質を向上するための講習会事業を実施することが喫緊の課題であり、実習演習担当教員及び実習指導者の養成を加速するため必要な経費である。

## 2 実施主体

民間団体（競争により選定）

## 3 事業内容

### （ア）公認心理師実習演習担当教員養成講習会事業

大学において公認心理師の実習演習科目を担当する教員の養成及び資質向上のための講習会を実施する。

### （イ）公認心理師実習指導者養成講習会事業

実習施設において実習科目を指導する実習指導者の養成及び資質向上のための講習会を実施する。

### 3 発達障害児者の支援施策の推進

## **(1) 発達障害児者に対する地域支援機能の強化**

乳幼児期から成人期における各ライフステージに対応する一貫した支援の提供を目的として、関係機関等によるネットワークの構築や、ペアレントメンター・ペアレントトレーニング等の導入による家族支援体制の整備、発達障害特有のアセスメントツールの導入を促進するための研修会等の開催を行っている。また、地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能の強化を図るため、「発達障害者地域支援マネジャー」の配置を行い、市町村・事業所・医療機関との連携や困難ケースへの対応を行っている。

近年の発達障害関係の相談件数の増に伴う困難事例の増等に対応するため、令和4年度予算において、発達障害者地域支援マネジャーの体制強化として、全ての都道府県・指定都市で2名のマネジャーを配置し、困難事例への対応促進等を図ったところであり、令和5年度においても引き続き地域支援機能の強化を進める。

## 都道府県・指定都市

### 相談、コンサルテーションの実施

- 発達障害者支援センター
  - ・発達障害者及びその家族からの相談に応じた適切な助言等の実施（直接支援）
  - ・関係機関との連携強化や各種研修の実施による地域での総合的な支援体制の整備の推進（間接支援）



- 発達障害者地域支援マネジャー
    - ・市町村・事業所・医療機関との連携及び困難事例への対応等による地域支援の機能強化を推進  
(主に発達障害者支援センターへ配置)
- 体制の強化による困難事例等への対応促進

連携

### 発達障害者支援地域協議会

- 自治体内の支援ニーズや支援体制の現状等を把握。市町村又は障害福祉圏域ごとの支援体制の整備の状況や発達障害者支援センターの活動状況について検証
- センターの拡充やマネジャーの配置、その役割の見直し等を検討
- 家族支援やアセスメントツールの普及を計画  
※年2～3回程度開催



### 研修会等の実施

- 家族支援のための人材育成  
(家族の対応力向上)
  - ・ペアレントトレーニング
  - ・ペアレントプログラム  
(当事者による助言)
  - ・ペアレントメンター 等
- 当事者の適応力向上のための人材育成
  - ・ソーシャルスキルトレーニング 等
- アセスメントツールの導入促進
  - ・M-CHAT、PARS-TR 等



派遣・サポート

連携

展開・普及

## 市町村

1. 住民にわかりやすい窓口の設置や連絡先の周知
2. 関係部署との連携体制の構築  
(例：個別支援ファイルの活用・普及)



3. 早期発見、早期支援等（ペアレントトレーニング、ペアレントプログラム、ペアレントメンター、ソーシャルスキルトレーニング）の推進
  - ・人材確保／人材養成
  - ・専門的な機関との連携
  - ・保健センター等でアセスメントツールを活用



## (2) 発達障害の初診待機解消に関する取組の推進

# 発達障害診断待機解消事業（地域生活支援促進事業）

令和5年度当初予算案 93百万円 (93百万円) ※()内は前年度当初予算額

## 【事業概要】

地域における発達障害の診断待機を解消するため、「発達障害専門医療機関初診待機解消事業」及び「発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業」を実施し、発達障害を早期に診断する体制を確保する。

【実施主体】 都道府県、指定都市（事業の一部について委託可）

### 発達障害専門医療機関初診待機解消事業

発達障害の診断をする医療機関の行うアセスメント等に関して、次の内容を取り組む。

#### ○アセスメント強化（以下の全部又は一部を実施）

- ・発達障害にかかるアセスメント対応職員の医療機関への配置
- ・地域の児童発達支援センターや発達障害者支援センター等でのアセスメントの実施  
(実施内容は診断する医療機関に引き継ぐ)
- ・医療機関にケースワーカー等を配置し、子どもが通う施設（例：市町村の保健センターや保育所等）に出向いて情報提供や行動観察を依頼

#### ○効果測定

アセスメント強化の方法や実施した上で診断待機の改善状況、発見された課題等について有識者を加えて検討し、報告書を作成

### 発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業

発達障害に関して高度な専門性を有する地域の拠点医療機関を選定し、次の内容を取り組む。

#### ○人材育成・実地研修

地域の医療従事者への専門技術に関する研修や診療等への陪席の実施 など

#### ○情報収集・提供

受診希望の当事者や家族に対する診療可能な医療機関の情報提供 など

#### ○ネットワーク構築・運営

地域の医療機関同士の会議体を構成し、意見交換等を実施

#### ○発達障害医療コーディネーターの配置

医療機関やその他関係機関、当事者及びその家族との連絡・調整

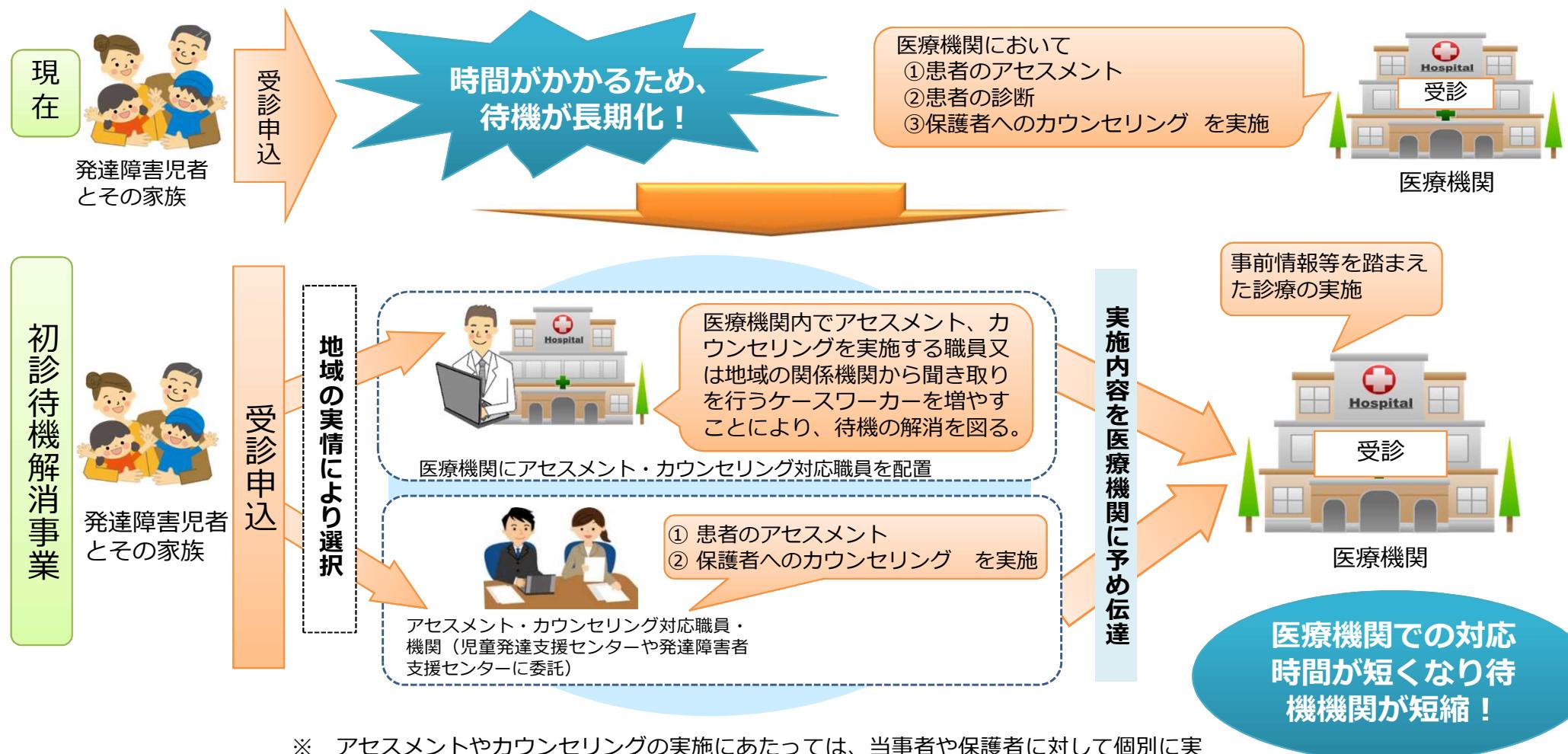


両事業を併せて実施することで効率的な事業実施を図る

# 発達障害専門医療機関初診待機解消事業

## 【事業概要】

発達障害の診断にかかる初診待機の解消を目的として、発達障害の診断を行う医療機関が行っている発達障害のアセスメント等について、当該医療機関へのアセスメント対応職員の配置又はアセスメントの外部委託するなどにより、アセスメントの強化を行う。



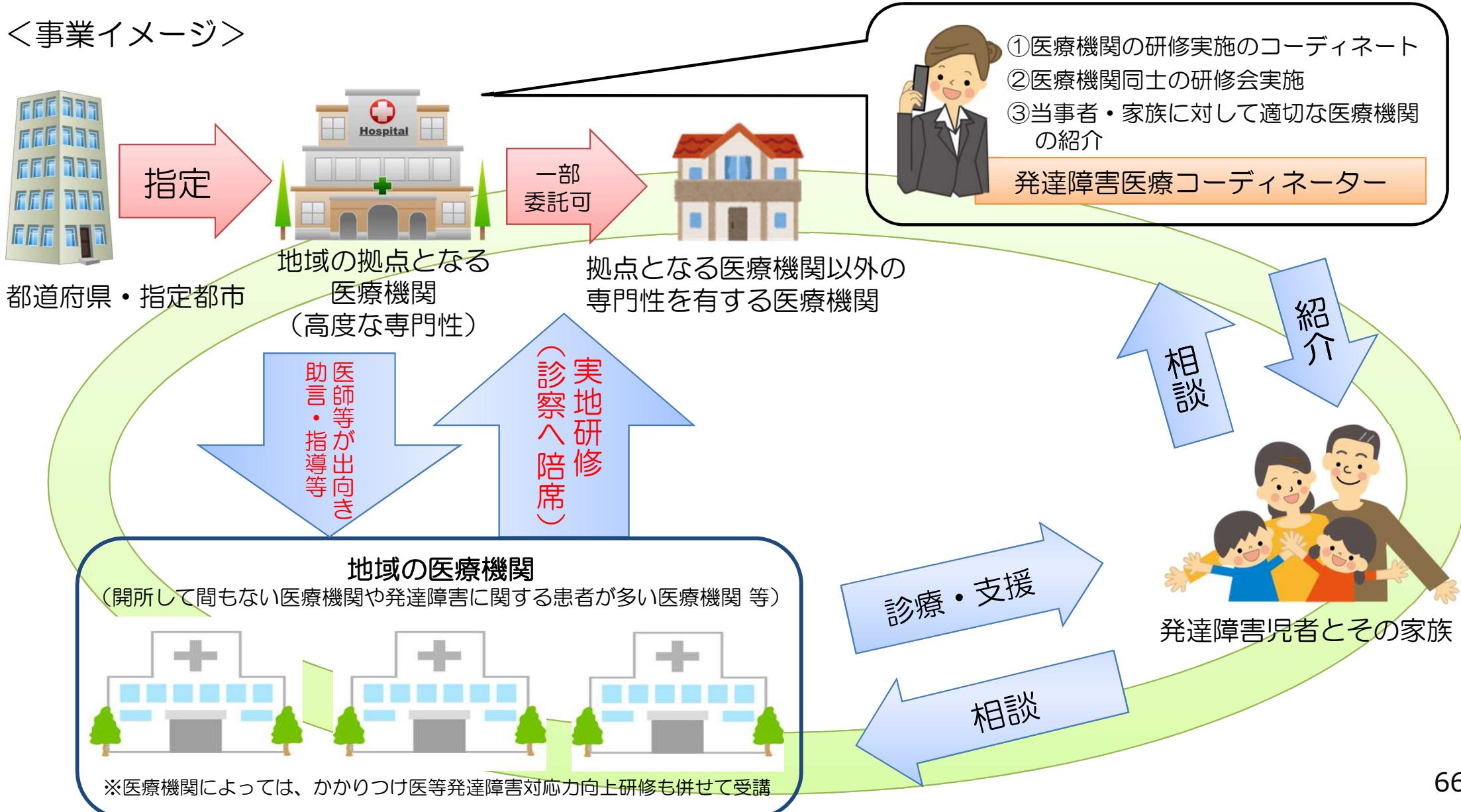
※ アセスメントやカウンセリングの実施にあたっては、当事者や保護者に対して個別に実施することに加え、親子が参加する集団場面等を設定し、子どもの行動観察等による情報収集を行い、それを事前情報として診断に活用することも可能。

# 発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業

## 【事業概要】

発達障害の専門的医療機関の確保を目的として、発達障害の診療・支援ができる医師の養成を行うための実地研修等の実施や医療機関の研修実施のコーディネートを行う発達障害医療コーディネーターの配置を行う。

## ＜事業イメージ＞



### (3) 発達障害児者とその家族に対する支援

# 発達障害児者及び家族等支援事業（地域生活支援促進事業）

令和5年度当初予算案 1.6億円（1.6億円）※()内は前年度当初予算額

平成28年に改正された発達障害者支援法において、都道府県及び市町村は、発達障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援を行うことを努めるよう明記された。これにより、現在、ペアレントプログラムの実施やペアレントメンターの養成等について支援することにより、発達障害児者及びその家族等に対する支援体制の構築を推進しているところである。

さらに、学校や放課後等デイサービスを卒業後、18歳を過ぎると地域生活の支援施策が整備されていないことから、社会でうまく生活できない発達障害者は社会から孤立する可能性が高いため、「発達障害者等青年期支援事業」を本事業に位置づけることで、発達障害者等の青年期の居場所作り等を行い、社会から孤立しない仕組み作りを行う。

## ペアレントメンター養成等事業



- ・ペアレントメンターに必要な研修の実施
- ・ペアレントメンターの活動費の支援
- ・ペアレントメンター・コーディネーターの配置 等

## 家族のスキル向上支援事業



- ・保護者に対するペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの実施 等

## ピアサポート推進事業



- ・同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児を持つ保護者同士、きょうだい同士等の集まる場の提供
- ・集まる場を提供する際の子どもの一時預かり 等

## その他の本人・家族支援事業



- ・発達障害児者の適応力向上のためのソーシャルスキルトレーニング(SST)の実施 等

## 発達障害者等青年期支援事業

発達障害者等の青年期の居場所作り等



## (4) 発達障害に関する理解促進及び支援手法の普及

# 発達障害児者の地域生活支援モデル事業

令和5年度当初予算案 20百万円 (20百万円)

※()内は前年度当初予算額

発達障害児者やその家族が地域で安心して暮らしていくよう、支援手法の開発、関係する分野との協働による支援や切れ目のない支援等を整備するためにモデル事業を実施し、これにより地域生活支援の向上を図る。

## 発達障害の地域生活支援モデル検討委員会（国）

審査・指導・助言・総括

(都道府県・市町村)

企画・推進委員会

(モデル事業の企画・推進等)

発達障害者支援マネージャー

(モデル事業の進行管理、情報収集等)

### 中長期的な課題設定

発達障害児者が、地域住民等との間で課題や困り事が生じた際に当該課題の深刻化の予防、再発防止等の支援手法の開発及び社会生活等の安定を目的として当事者同士が行う活動等の支援手法の開発並び発達障害者支援を効果的に行うため、医療、保健、福祉、教育、労働等の各分野間での連携による切れ目のない支援手法の開発

#### <テーマ>

① 地域で暮らす発達障害者に困り事が生じた時に発達障害者の特性を理解した上で地域や関係機関において適切な対応を行うための効果的な支援手法の開発

(例 トラブルが起きにくい地域作りや深刻なトラブルへの支援の方法など)

② 発達障害者の社会生活等の安定を目的として、当事者同士の活動や当事者、その家族、地域住民等が共同で行う活動に対する効果的な支援手法の開発

(例 コーディネーター等を配置しての当事者同士の活動等への支援の方法など)

③ ライフステージを通じて、切れ目なく発達障害者の支援を効果的に行うため、医療、保健、福祉、教育、労働等の分野間で連携した支援手法の開発

(例 情報共有ツール等を活用した支援の方法など)

# 世界自閉症啓発デー（4月2日）、発達障害啓発週間（4月2日～8日）

【国連における採択】

○平成19年12月、国連総会においてカタール国の提出した議題「4月2日を世界自閉症啓発デーに定める」決議をコンセンサス（無投票）採択。

## 決議事項

- ・4月2日を「世界自閉症啓発デー」とし、2008年以降毎年祝うこととする。
- ・全ての加盟国や、国連その他の国際機関、NGOや民間を含む市民社会が、「世界自閉症啓発デー」を適切な方法によって祝うことを促す。
- ・それぞれの加盟国が、自閉症のこどもについて、家庭や社会全体の理解が進むように意識啓発の取り組みを行うように促す。
- ・事務総長に対し、この決議を全ての加盟国及び国連機関に注意喚起するよう要請する。

○平成20年4月以降国連事務総長がメッセージを発出。併せて、世界各地で当事者団体等がイベント等を開催。

## <啓発ポスター>



## <オフィシャルHP>

The official website for World Autism Awareness Day. It features a logo with a globe and sun, and text about the day. The main menu includes links to the homepage, events, messages from UN officials, exhibits, and photo albums. A yellow banner on the right side promotes the 'Developmental Disabilities Awareness Week' from April 2nd to 8th. Below the main content are sections for the photo album (showing images from Haneda Airport), new information/announcements, and the 2022 exhibition (featuring a collage of artworks and a banner for 'Exhibition 2022').

世界自閉症啓発デー  
日本実行委員会<公式サイト>  
毎年4月2日は、国連の定めた  
世界自閉症啓発デー

毎年  
4/2～4/8は、  
発達障害啓発週間

作品展 2022

## 4 障害者に対する就労支援の推進

## (1) 雇用施策と福祉施策の連携による 重度障害者等の就労支援

# 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業（地域生活支援促進事業）

令和5年度当初予算案 7.7億円（7.7億円）※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、職場等における介助や通勤の支援を実施する。

## 2 事業の概要

重度障害者等の通勤や職場等における支援について、企業が障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても障が残る場合や、重度障害者等が自営業者として働く場合等で、自治体が必要と認めた場合に支援を行う。

※ 支援対象となる重度障害者等は、重度訪問介護、同行援護又は行動援護のサービスを利用している者。

※ 自治体が必要性を判断するに当たっては、障害者本人の状況や事業主の企業規模等を勘案する。

## 3 事業のスキーム

### <連携のイメージ>

A 民間企業で雇用されている者※1

職場等における支援

通勤支援

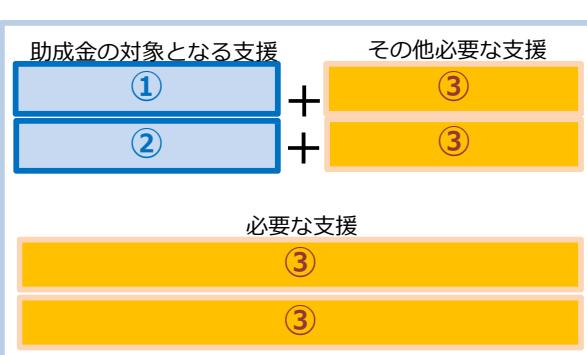
B 自営等で働く者※2

職場等における支援

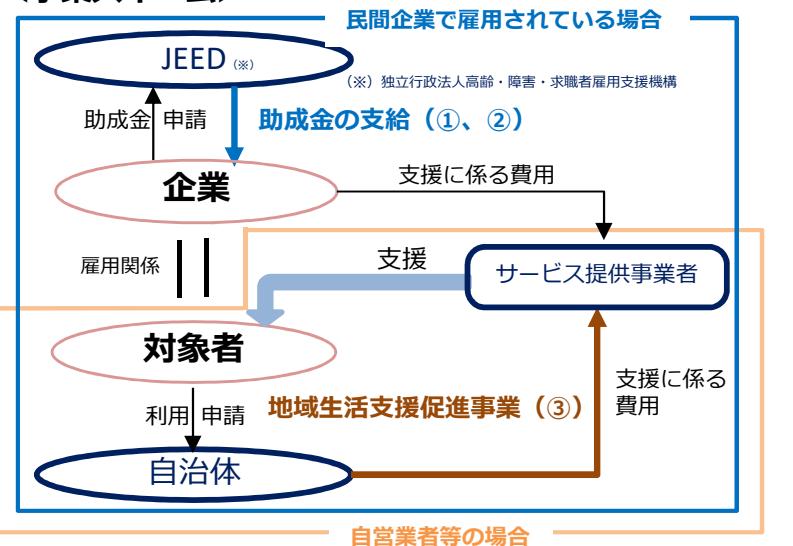
通勤支援

※1 ①文書の作成・朗読、機器の操作・入力等の職場介助や②通勤支援(3ヶ月まで)に加えて、③これら①②の助成金の対象外である喀痰吸引や姿勢の調整等の職場等における支援、4ヶ月目以降の通勤支援について、雇用施策と福祉施策を組み合わせて一体的に支援。

※2 自営業者等（Aの対象者及び国家公務員等の公務部門で雇用等される者その他これに準ずる者以外の者）であって、当該自営等に従事することにより所得の向上が見込まれると市町村等が認めたものに対して、③通勤や職場等における支援について、地域生活支援促進事業により支援。



### <事業スキーム>



## 4 実施主体等

- ◆ 実施主体：市区町村
- ◆ 補助率：国1／2、都道府県1／4、市区町村1／4

## 5 事業実績

- ◆ 実施自治体数：26市区町村、利用者92人（14市区村、利用者46人）

※ 障害福祉課調べ（令和4年10月1日時点）  
括弧は令和3年度実績

## (2) 工賃向上等のための取組の推進

# 工賃向上計画支援等事業（地域生活支援促進事業）

令和5年度当初予算案 7.0億円 (6.7億円) ※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

就労継続支援事業所等の利用者の工賃・賃金向上等を図るため、事業所に対する経営改善や商品開発等に対する支援、在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制の構築や販路開拓等の支援、共同受注窓口による情報提供体制の整備及び農福連携の取組への支援等を実施する。

## 2 事業の概要

### (1) 基本事業(補助率:1/2)

#### ① 工賃等向上事業

##### 1. 経営力育成支援

- 事業所の経営力育成・強化に向け、専門家等による効果的な工賃向上計画の策定や管理者の意識向上のための支援を実施

##### 2. 品質向上支援

- 事業所が提供する物品等の品質向上に向け、共同受注窓口と専門家等の連携による技術指導や品質管理に係る助言等の支援を実施

##### 3. 事業所職員の人材育成支援

- 事業所の職員を対象に、商品開発や販売戦略、生産活動への企業的手法の導入及びICT機器の活用や知識向上のための研修等の実施

##### 4. 販路開拓・広報支援

- 商品やサービスのPRを行うとともに、販売会・商談会を実施

- 事業所の製品を販売するオンラインショップや地域の事業所・共同受注窓口に関する情報等を掲載したポータルサイトの開設・運営など、広報・情報提供をオンラインにて実施（拡充）

#### ② 在宅就業マッチング支援等事業

- 在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制の構築や販路開拓等を行うことにより、在宅障害者が能力等に応じて活躍できる支援体制の構築を支援

#### ③ 共同受注窓口の機能強化事業

- 関係者による協議体の設置により共同受注窓口の機能を強化することで、都道府県域を越えた受発注も含めた、企業等と障害者就労施設等との受発注のマッチングを促進し、障害者就労施設等に対する官公需や民需の増進を図ることに加え、農福連携に係る共同受注窓口の取組を行うことを支援する。

### (2) 特別事業(補助率:9/10)

#### 農福連携等による障害者の就労促進プロジェクト

- 専門家を派遣することによる農業・林業・水産業等に係る技術指導や6次産業化に向けた支援、農業に取り組む事業所によるマルシェの開催支援を実施
- 過疎地域における農福連携の取組を後押し。

## 3 実施主体等

◆ 実施主体：都道府県

◆ 補助率：国1/2、都道府県1/2

※特別事業の補助率は国9/10

## 4 事業実績

◆ 実施自治体数：47都道府県  
(47都道府県)

※ 令和3年度交付決定ベース、括弧は令和2年度実績

### **(3)障害者就業・生活支援センター事業の推進**

# 障害者就業・生活支援センター事業（地域生活支援促進事業）

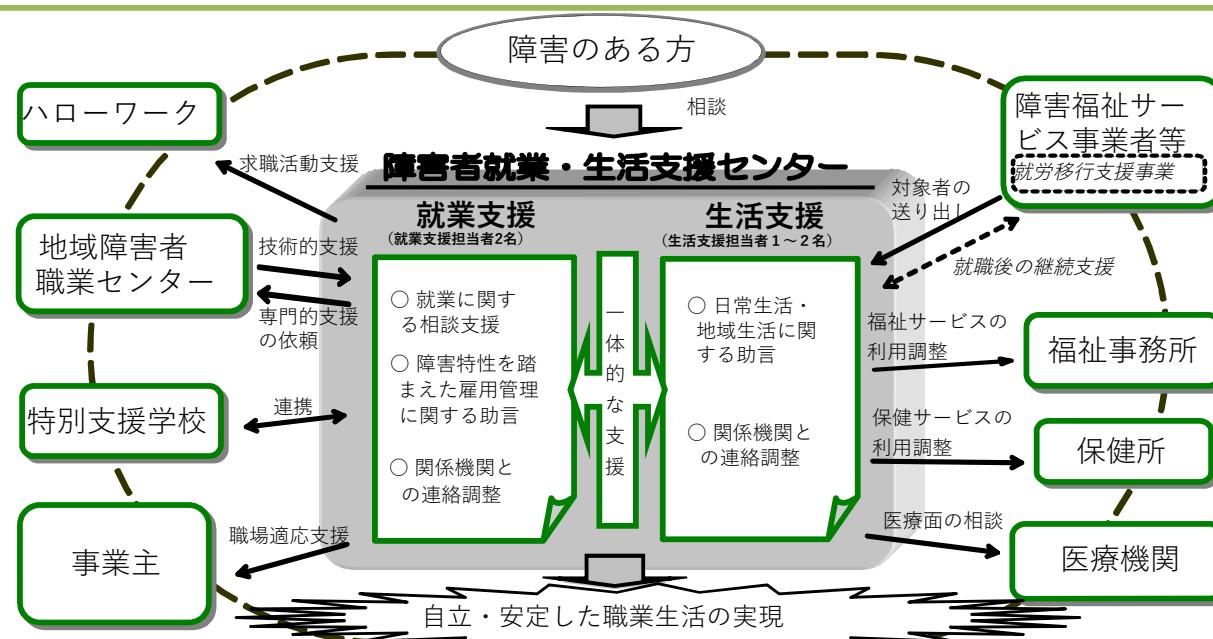
令和5年度当初予算案 7.9億円（7.9億円）※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

障害者の就業に伴う日常生活面の支援を必要とする障害者を支援するため、障害者就業・生活支援センターに生活支援を専門に担当する職員（生活支援担当職員）を配置し、障害者の職業生活における自立を図る。

## 2 事業の概要

- 障害者就業・生活支援センターでは、就業支援担当者と生活支援担当者が連携し、障害者の就労定着に向けた支援を行っている。
- 支援対象障害者数（登録者数）は210,199人（令和3年度）となっており、単純計算すると1センターあたり約622人の登録者数となっている。



設置箇所数 ※令和4年4月現在	支援対象障害者数 (登録者数) ※令和3年度	相談・支援件数 (障害者) ※延べ件数	相談・支援件数 (事業主) ※延べ件数	就職件数 ※令和3年度	職場定着率 (就職後1年経過時点)
338箇所	210,199人	1,291,475件	450,831件	15,832件	81.4%

## 3 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県
- ◆ 補助率：国1／2、都道府県1／2

## 4 事業実績

- ◆ 実施自治体数：47都道府県  
(47都道府県)

※ 令和3年度交付決定ベース、括弧は令和2年度実績

## (4) 農福連携等による障害者の就労促進プロジェクトの実施

# 農福連携等による障害者の就労促進プロジェクト（工賃向上計画支援等事業特別事業）

## 事業の趣旨

令和5年度当初予算案 3.4億円（3.4億円）※（）内は前年度当初予算額【再掲4（2）】

農業・林業・水産業等の分野での障害者の就労を支援し、障害者の工賃水準の向上及び農業等の支え手の拡大を図るとともに、障害者が地域を支え地域で活躍する社会（「1億総活躍」社会）の実現に資するため、障害者就労施設への農業等に関する専門家の派遣や農福連携マルシェの開催等を支援する。また、過疎地域における取組を後押しする。

## 実施主体

都道府県

※社会福祉法人等の民間団体へ委託して実施することも可

## 補助内容・補助率

### ○農業等の専門家派遣による6次産業化の推進

農業等に関するノウハウを有していない障害者就労施設に対する技術指導・助言や6次産業化に向けた支援を実施するための専門家の派遣等に係る経費を補助する。

### ○農福連携マルシェ開催支援事業

農業等に取り組む障害者就労施設による農福連携マルシェの開催に係る経費を補助する。（ブロック単位でも開催可）

### ○意識啓発等

農業等に取り組む障害者就労施設の好事例を収集し、セミナー等を開催する経費を補助する。

### ○マッチング支援

農業等生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチング支援を実施する経費を補助する。

※過疎地域における取組を優先的に補助。

## ＜事業のスキーム＞

厚生労働省

補助

補助率:9／10

都道府県

農福連携マルシェの  
開催

※委託による実施可

専門家の派遣等の  
支援等

※委託による実施可

障害者就労施設



農業の取組推進⇒6次産業化

農福連携マルシェへの参加



## (5) 働く障害者の就労に伴う定着支援

# 定着支援地域連携モデル事業

令和5年度当初予算案 17百万円 (17百万円) ※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

地域における障害者の就業に伴う生活面の支援ニーズへの対応力を向上させるため、障害者就業・生活支援センターによる地域の就労定着支援事業所に対するスーパーバイズや、困難事例に対する個別支援等の取組を通じた課題の把握や取組事例の収集を行い、他の就労支援機関への情報共有・普及啓発を実施することで、地域の就労支援ネットワークの強化を図る。

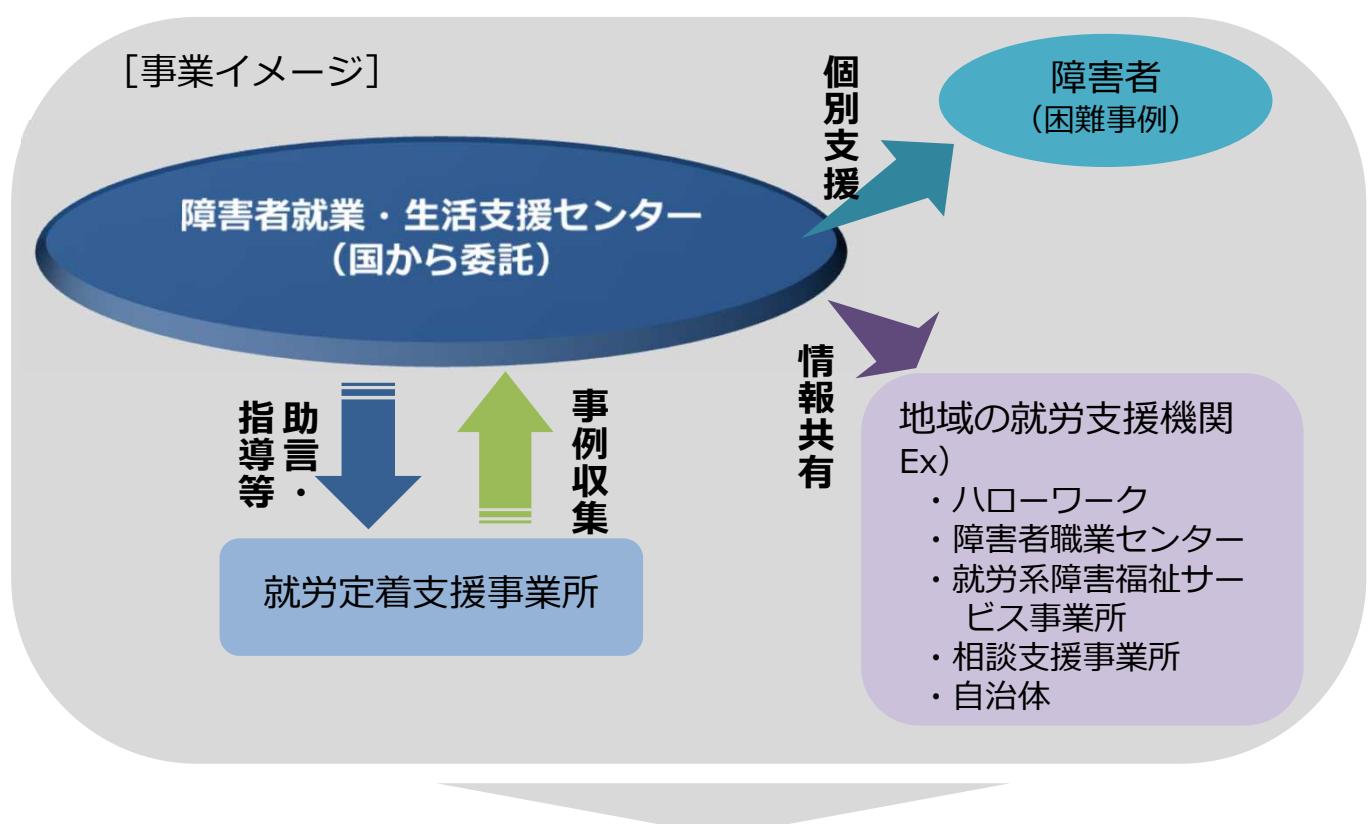
## 2 事業の概要・スキーム

### 実施主体

障害者就業・生活支援センターを運営している社会福祉法人等

### 事業内容

- 地域の就労定着支援事業所への助言・指導等
- 困難事例に対する個別支援の実施
- 就労定着支援事業所の取組事例の収集
- セミナー等における取組内容の周知、啓発



## 5 東日本大震災からの復旧・復興への支援

## (1) 障害福祉サービスの再構築支援

# 障害福祉サービスの事業再開支援事業（復興特会）

令和5年度当初予算案 57百万円 (1.0億円) ※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

甚大な被害を受けた被災地の事業所が、復興期において安定した運営ができるようにするため、被災障害福祉圏域ごとに障害福祉サービス復興支援拠点を設置し、福祉人材等のマンパワー確保のための支援や就労支援事業所の活動支援等を行うことにより、被災地における障害児・者に対する福祉サービスが円滑に提供できる体制を整備するために必要な費用について補助を行う。

## 2 事業の概要・スキーム

### 【事業の概要】

支援の必要な事業所等に対して①から③に掲げる支援を行い、以下の事業が円滑に進むよう支援する。

- ① 圏域内事業所からの相談の受付
- ② 福祉人材等のマンパワー確保のための支援
- ③ 障害者就労支援事業所の活動支援



## 3 実施主体等

### 【実施主体】

岩手県、宮城県、福島県（圏域内の中核となる社会福祉法人等に委託して実施することができる。）

### 【補助率】

定額 (10／10)

【事業実績（令和3年度）】  
岩手県、宮城県、福島県

## **(2) 避難指示区域等での障害福祉制度の特別措置**

# 障害福祉サービス等の利用者負担免除の特別措置（復興特会）

令和5年度当初予算案 15百万円 (15百万円) ※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 障害者総合支援法等における障害福祉サービス等に係る利用者負担については、都道府県又は市町村の判断で、災害その他の事情により、利用者が利用者負担を行うことが困難であると認めた場合には、現行法においてその利用者負担を減免することができる。
- 障害者総合支援法においては、サービスに係る費用から利用者負担額を除いた額を、国、都道府県、市町村がそれぞれ負担することになっているが、震災の被害が甚大であることから、特例として、都道府県又は市町村が利用者負担につき免除を行った場合は、この利用者負担相当額について財政支援を行う。

## 2 事業の概要・スキーム

### 【事業の概要】

都道府県又は市町村において、障害者総合支援法又は児童福祉法に基づく以下のサービスに係る利用者負担の免除を行った場合に、国がその負担相当額の財政支援を行う。

対象サービス：介護給付費・訓練等給付費・補装具費・障害児入所給付費・障害児通所給付費等・障害児入所措置費やむを得ない事由による措置費



## 3 実施主体等

### 【対象利用者】

東京電力福島第一原発の事故により設定された避難指示区域の住民及び一部上位所得層を除く旧緊急時避難準備区域等の住民

### 【実施主体】

対象利用者に対し利用者負担免除を実施する都道府県又は市町村

### 【実施期間（令和5年度）】

令和5年3月1日から令和6年2月28日まで

### 【補助率】

国 (10／10)

(参考)こども家庭庁へ移管する主な事業

# 障害児入所給付費等負担金

令和5年度当初予算案 4,483億円 (4,256億円) ※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

都道府県が支弁する障害児通所措置費・給付費及び障害児入所措置費・給付費に要する費用を負担する。

## 2 事業の概要

### (1) 障害児入所(通所)措置費

都道府県が支弁する障害児通所措置費及び障害児入所措置費(※)に要する経費の1／2を負担するもの。

※障害児入所措置費・・・虐待など保護を要する児童について、障害児入所施設等に入所させる措置をとった場合に要する費用

障害児通所措置費・・・障害児通所支援を必要とする障害児の保護者が、やむを得ない事由により障害児通所給付費等の支給を受けることが著しく困難であると認められるときに、障害児通所支援を提供した場合に要する費用

### (2) 障害児入所(通所)給付費

都道府県が支弁する障害児通所給付費及び障害児入所給付費(※)に要する経費の1／2を負担するもの。

※障害児入所(通所)給付費

契約により、障害児入所施設等又は障害児通所支援事業所を利用した場合に要する費用

### (3) 障害児相談支援給付費

障害児の通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画の作成や見直しをするために必要な額を要求するもの。

## 3 実施主体等

### 実施主体、負担割合

#### (1) 障害児通所措置費・給付費

実施主体：市町村

負担割合：国1／2、都道府県1／4、市町村1／4

#### (2) 障害児入所措置費・給付費

実施主体：都道府県、指定都市、児童相談所設置市

負担割合：国1／2、都道府県等1／2

#### (3) 障害児相談支援給付費

実施主体：市町村

負担割合：国1／2、都道府県1／4、市町村1／4

### 要求額の内訳

(1) 障害児入所(通所)措置費：15,978,585千円 (15,152,943千円)

(2) 障害児入所(通所)給付費：423,557,097千円 (402,290,185千円)

(3) 障害児相談支援給付費：8,733,410千円 (8,156,064千円)

# 障害児入所医療費等負担金

令和5年度当初予算案 54億円 (53億円) ※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

都道府県が支弁する障害児通所措置（給付）医療費及び障害児入所措置（給付）医療費に要する費用を負担する。

## 2 事業の概要

### (1) 障害児入所（通所）措置医療費

都道府県が支弁する障害児通所措置医療費及び障害児入所措置医療費（※）に要する経費の1／2を負担するもの。

※障害児入所（通所）措置医療費

（入所）虐待など保護を要する児童について、障害児入所施設等に入所させる措置をとった場合に要する費用のうち、医療に係る分

（通所）障害児通所支援を必要とする障害児の保護者が、やむを得ない事由により障害児通所給付費等の支給を受けることが著しく困難であると認められるときに、障害児通所支援と併せて肢体不自由児通所医療を提供した場合に要する費用

### (2) 障害児入所（通所）給付医療費

都道府県が支弁する障害児通所給付医療費及び障害児入所給付医療費（※）に要する経費の1／2を負担するもの。

※障害児入所（通所）給付医療費

契約により、障害児入所施設等又は障害児通所支援事業所を利用した場合に要する費用のうち医療に係るもの

## 3 実施主体等

### 実施主体、負担割合

#### (1) 障害児通所措置医療費・給付医療費

実施主体：市町村

負担割合：国1／2、都道府県1／4、市町村1／4

#### (2) 障害児入所措置医療費・給付医療費

実施主体：都道府県、指定都市、児童相談所設置市

負担割合：国1／2、都道府県等1／2

### 要求額の内訳

(1) 障害児入所（通所）措置医療費： 1,135,305千円 ( 1,114,558千円)

(2) 障害児入所（通所）給付医療費： 4,248,253千円 ( 4,216,055千円)

# 地域障害児支援体制強化事業

令和5年度当初予算案 <児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金（仮称）> 208億円の内数（202億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

令和4年6月に成立した改正児童福祉法の施行（令和6年4月）に向けて、児童発達支援センターが中核的な役割を果たせるよう、機能の強化を行うとともに、地域全体で障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図る。

## 2 事業の概要

（現行の地域生活支援事業の「児童発達支援センターの機能強化」と「巡回支援専門員整備」を再編・統合）

### ① 児童発達支援センターの機能強化等

児童発達支援センター等の中核的役割や機能の強化を図るとともに、地域全体で、障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図る。

- ・児童発達支援センターの職員の質の向上
- ・地域の事業所の支援技術の向上
- ・地域のインクルージョン推進のための事業
- ・障害が疑われる児童等、ハイリスクな児童と家族のサポートの事業
- ・地域の支援事例検討・質の向上のための研修等事業

### ② 巡回支援専門員整備

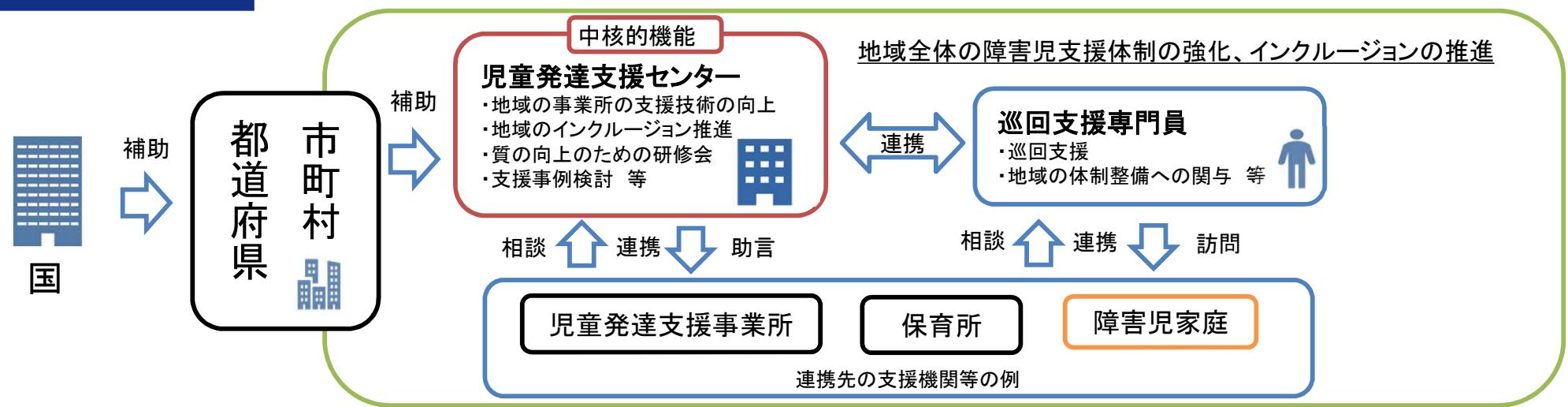
保育所等に巡回支援を実施し、障害が“気になる段階”から支援を行うための体制整備を図り、発達障害児等の支援の充実、家族への支援を行うとともに、インクルージョンを推進する。

- ・巡回等の活動計画の作成
- ・巡回等支援
- ・戸別訪問等
- ・関係機関との連携
- ・地域の体制整備への関与
- ・専門性の確保

※施行は令和6年4月であるが、これらの機能発揮のために地域との関係性の構築など準備期間を要することから、令和5年度より、既存事業を再編・統合し、できる限り児童発達支援センターの機能強化へ財源を集約。

※なお、本事業はこれらの機能発揮のために必要となる人材等のうち個別給付の対象とならない範囲をカバー。

## 3 事業のスキーム



## 4 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県、市町村
- ◆ 補助率：国1／2、都道府県1／4、市町村1／4 又は、国1／2、都道府県1／2

# 医療的ケア児等総合支援事業

令和5年度当初予算（案）<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金（仮称）> 208億円の内数（4億円）

※前年度予算額は地域生活支援促進事業

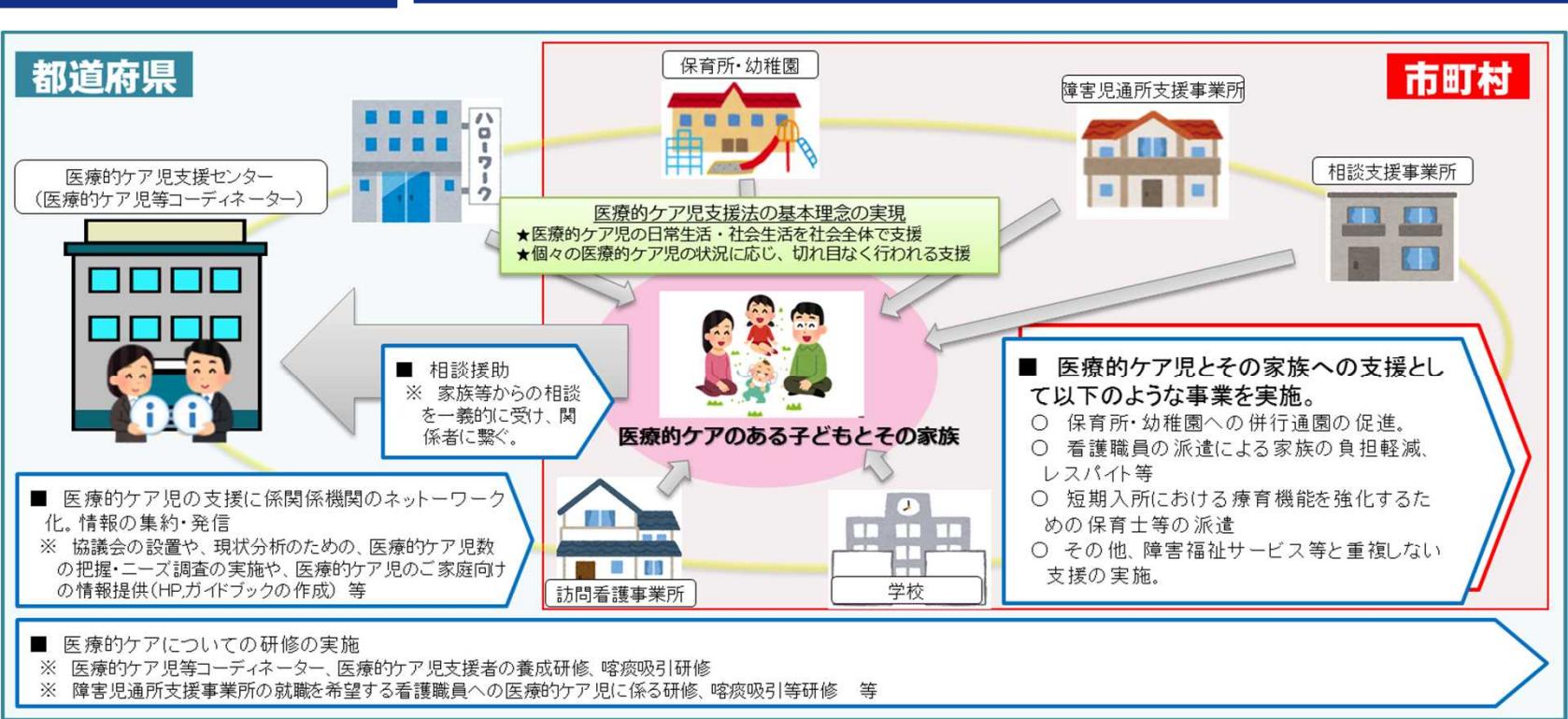
## 1 事業の目的

医療的ケア児や重症心身障害児の地域における受け入れが促進されるよう、地方自治体の体制の整備を行い、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図る。

## 2 事業の概要

「医療的ケア児支援センター」に医療的ケア児等コーディネーターを置き、医療的ケア児とその家族への相談援助や、専門性の高い相談支援を行えるよう関係機関等をネットワーク化して相互の連携の促進、医療的ケア児に係る情報の集約・関係機関等への発信を行うとともに、医療的ケア児の支援者への研修や医療的ケア児とその家族の日中の居場所作りや活動の支援を総合的に実施する（センターを置かない場合も各種事業の実施は可能）。

## 3 事業のスキーム



## 4 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県・市町村
- ◆ 補助率：  
「医療的ケア児等コーディネーターの配置等」については、国1/2、都道府県1/2  
上記以外は、国1/2、都道府県1/2又は市町村1/2

# 聴覚障害児支援中核機能モデル事業

令和5年度当初予算案 <児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金(仮称)> 208億円の内数 (1.7億円) ※()内は前年度当初予算額

※前年度予算額は地域生活支援促進事業

## 1 事業の目的

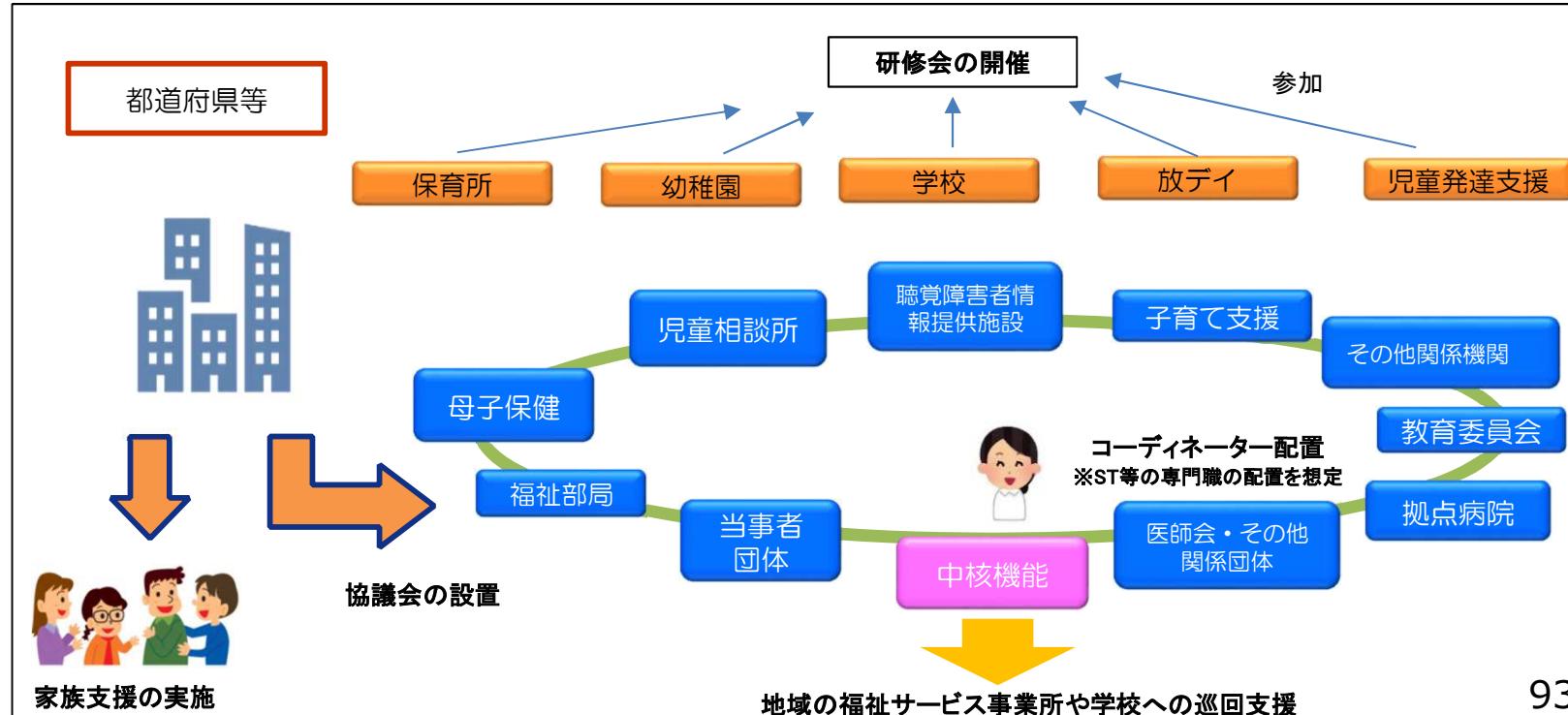
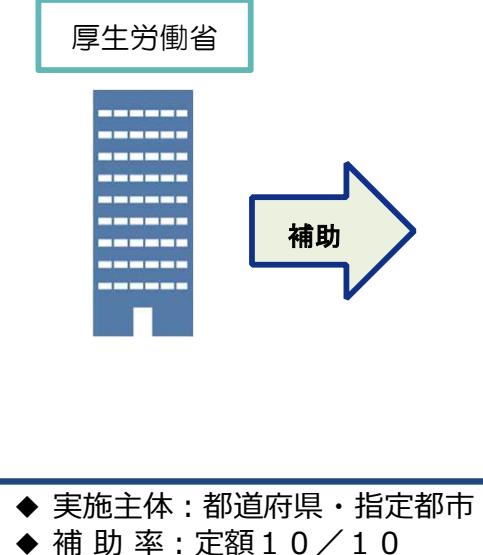
聴覚障害児の支援は乳児からの適切な支援が必要であり、また状態像が多様になっているため、切れ目のない支援と多様な状態像への支援が求められる。

このため、福祉部局と教育部局が連携を強化し、聴覚障害児支援の中核機能を整備し、聴覚障害児と保護者に対し適切な情報と支援を提供することを目的とする。

## 2 事業の概要

1. 聴覚障害児に対応する協議会の設置
2. 聴覚障害児支援の関係機関との連携
3. 家族支援の実施
4. 巡回支援の実施
5. 聴覚障害児支援に関する研修等の開催

## 3 事業のスキーム・実施主体等



## 照会先

事項	照会先内線(代表:03-5253-1111)
1 障害福祉サービス等の確保、地域生活支援などの推進	企画課(3015) 自立支援振興室(3077) 障害福祉課(3035) 精神・障害保健課(3059)
2 地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策等の推進	精神・障害保健課(3059)
3 発達障害児者の支援施策の推進	障害福祉課(3038)
4 障害者に対する就労支援の推進	障害福祉課(3044)
5 東日本大震災からの復旧・復興への支援	障害福祉課(3091) 精神・障害保健課(3059)